

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

本事業では、事業により想定される環境影響を踏まえ、芦別市を関係地方公共団体とした。

対象事業実施区域及びその周囲の概況の調査範囲は、関係地方公共団体である芦別市を基本とし、事業により想定される環境影響を踏まえ、環境影響評価方法書における「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」の選定を行うために必要と認める範囲として、項目ごとに図面等で示した範囲を対象とした。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

(a) 気象の状況

対象事業実施区域及びその周囲の気象観測所は、北側約 5.5km に「芦別地域気象観測所」がある。その概要は表 3.1-1 に、位置は図 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 気象観測所一覧

名称	所在地	緯度・経度	標高	風速計の高さ	測定項目
芦別地域気象観測所	芦別市北 2 条東	緯度 43° 31.2' 経度 142° 11.4'	91m	10m	・気温 ・風向、風速 ・降水量 ・日照時間 ・積雪の深さ

出典：「地域気象観測所一覧（2025 年 11 月 20 日現在）」（気象庁 HP <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/kaisetsu.html>）、2026 年 2 月確認

芦別地域気象観測所における 1996 年～2025 年の地上気象観測結果は、表 3.1-2 に示すとおりである。

芦別地域気象観測所における 1996 年～2025 年の地上気象観測結果によれば、年の平均気温は 7.6℃、平均風速は 1.9m/s、最多風向は南東、降水量は 1,123.8mm、日照時間は 1476.5 時間、降雪の深さは 649cm となっている。

表 3.1-2 芦別地域気象観測所における 1996 年～2025 年の地上気象観測結果

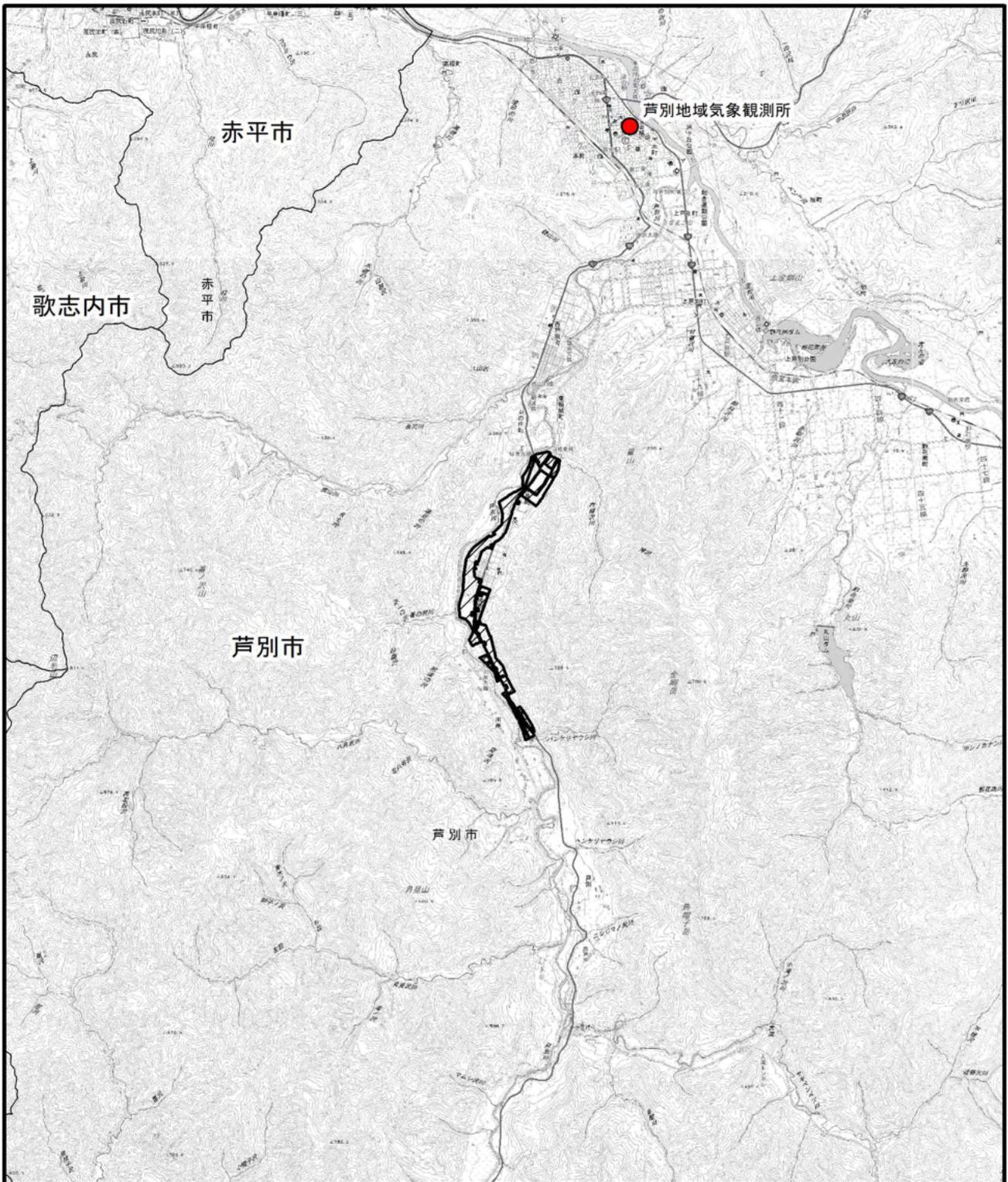
要素	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (°C)	7.6	-6.5	-5.6	-0.7	5.8	12.4	17.2	21.4	21.7	16.9	9.6	2.9	-3.9
日最高気温 (°C)	12.8	-2.1	-0.8	4.0	11.6	18.7	23.1	26.8	27.0	22.7	15.3	7.1	-0.2
日最低気温 (°C)	2.8	-11.4	-10.9	-5.6	0.2	6.3	12.1	17.0	17.4	12.0	4.8	-0.9	-7.7
平均風速 (m/s)	1.9	1.6	1.8	2.1	2.3	2.4	2.1	2.0	1.8	1.8	1.9	1.7	1.5
最多風向 ^注	南東	南東	南東	北西	南東	北西	北西	北西	北西	南東	南東	南東	南東
降水量(mm)	1,123.8	62.1	50.4	59.2	54.5	66.8	80.6	122.8	158.0	137.1	117.6	121.5	93.4
日照時間 (時間)	1476.5	69.6	89.5	132.6	160.4	176.4	158.9	152.2	148.2	146.8	123.3	67.9	50.8
降雪量合計 (cm)	649	157	134	102	15	0	0	0	0	0	2	63	178

※ 「平均気温」、「日最高気温」、「日最低気温」及び「平均風速」の「年間値」は、1996年～2025年までの各月の平均値を平均したものとした。

※※ 「降水量」、「日照時間」及び「降雪量合計」の「年間値」は、1996年～2025年までの各月の平均値を合計したものとした。

注 「最多風向」は、30年間で月毎に最も多い風向を月の最多風向とし、月の最多風向のなかで最も多く確認された方位を「最多風向」の「年間値」とした。

出典：「過去の気象データダウンロード」（気象庁 HP <https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/index.php>）、2026年2月確認



凡例

-  対象事業実施区域
-  地域気象観測所

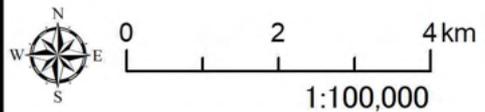


図 3.1-1 気象観測所の位置

出典：「地域気象観測所一覧（2025年10月16日現在）」（気象庁HP
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/amedas/kaisetsu.html>）、
 2026年2月確認

(2) 大気質の状況

(a) 大気質の状況

「北海道環境白書’25」(2025年、北海道)によると、芦別市では、大気汚染常時監視測定局は設置されておらず、大気質測定は実施されていない。

なお、北海道内における大気質の概況(2023年度)は、表3.1-3に示すとおりである。

表 3.1-3 北海道内における大気質の概況(2023年度)

項目	概況
窒素酸化物	二酸化窒素の濃度は、一般環境大気測定局52局及び自動車排出ガス測定局12局すべてで環境基準を達成した。
浮遊粒子状物質(SPM)	一般環境大気測定局48局、自動車排出ガス測定局12局すべての測定局で年間を通した長期的評価では環境基準を達成したが、1時間又は1日を通した測定結果による短期的評価では一般環境2局で未達成であった。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	一般環境測定局21局、自動車排出ガス測定局7局のすべての測定局で、短期的評価、長期的評価ともに環境基準を達成した。
光化学オキシダント	測定を行っている28局中27局で未達成であったが、大気汚染防止法で定める緊急時における注意報の発令濃度基準(1時間値が0.12ppm以上)は全局で下回っていた。
硫黄酸化物	二酸化硫黄の濃度は、一般環境大気測定局56局すべてで、短期的評価、長期的評価ともに環境基準を達成した。
有害大気汚染物質	北海道及び大気汚染防止法に基づく政令市(札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市、苫小牧市)の調査結果では、環境基準を超えた地点はなかった。

出典:「北海道環境白書’25」(2025年12月、北海道環境生活部環境保全局環境政策課)、2026年2月確認

(b) 大気汚染に係る苦情の発生状況

芦別市では、大気汚染に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025年7月の芦別市への聞き取りの結果、大気汚染に係る苦情は2020年4月から2025年7月まで確認されていない。

(3) 騒音の状況

(a) 騒音の状況

「令和 5 年度騒音規制法等施行状況調査(2025 年 3 月、環境省)」、「北海道環境白書’ 25 (2025 年 12 月、北海道)」「第 2 次芦別市環境基本計画(令和 2 年、芦別市)」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による一般環境騒音に係る調査は実施されていない。

芦別市における自動車交通騒音の測定結果(2023 年度)は表 3.1-4 に、自動車交通騒音の測定位置は図 3.1-2 に示すとおりである。

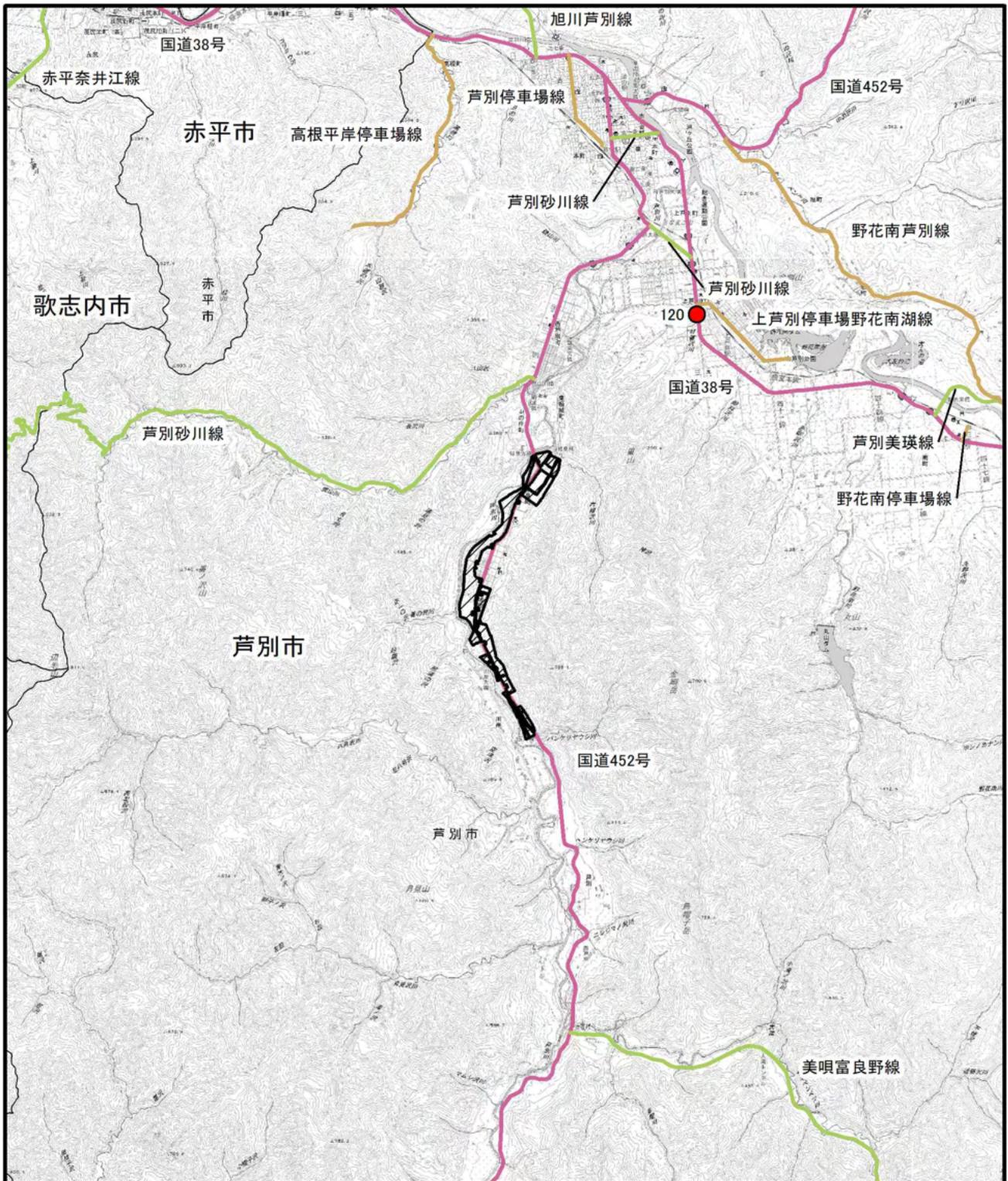
表 3.1-4 自動車交通騒音の測定結果(2023 年度)

自治体別の一連番号	騒音測定地点番号	測定地点の住所	路線名	環境基準との比較(L_{eq})					
				昼間			夜間		
				等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	適否	等価騒音レベル(dB)	環境基準(dB)	適否
120	5	芦別市上芦別町	一般国道 38 号	64	65	○	57	60	○

出典:「環境展望台 環境 GIS+」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP <https://tenbou.nies.go.jp/gisplus/>)、2026 年 2 月確認

(b) 騒音に係る苦情の発生状況

芦別市では、騒音に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025 年 7 月の芦別市への聞き取りの結果、騒音に係る苦情は 2020 年 4 月から 2025 年 7 月まで確認されていない。



凡例

-  対象事業実施区域
-  一般国道
-  主要地方道(都道府県道)
-  一般都道府県道
-  自動車騒音常時監視測定地点

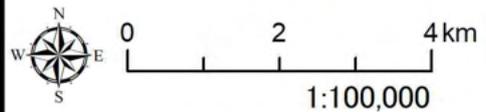


図 3.1-2 自動車交通騒音測定位置

出典：「環境展望台 環境 GIS+」(国立研究開発法人 国立環境研究所 HP <https://tenbou.nies.go.jp/gisplus/>)、2026年2月確認

(4) 振動の状況

(a) 振動の状況

「令和5年度騒音規制法等施行状況調査(2025年3月、環境省)」、「北海道環境白書’25(2025年12月、北海道)」「第2次芦別市環境基本計画(令和2年、芦別市)」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による振動に係る調査は実施されていない。

(b) 振動に係る苦情の発生状況

芦別市では、振動に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025年7月の芦別市への聞き取りの結果、振動に係る苦情は2020年4月から2025年7月まで確認されていない。

(5) 超低周波音の状況

(a) 超低周波音の状況

「北海道環境白書’25(2025年12月、北海道)」「第2次芦別市環境基本計画(令和2年、芦別市)」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による超低周波音に係る調査は実施されていない。

(b) 超低周波音に係る苦情の発生状況

芦別市では、超低周波音に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025年7月の芦別市への聞き取りの結果、超低周波音に係る苦情は2020年4月から2025年7月まで確認されていない。

3.1.2 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況

(1) 水象の状況

(a) 河川の状況

対象事業実施区域及びその周囲における水象の状況は、図 3.1-3 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には主な河川として「空知川」、「芦別川」等が存在しており、対象事業実施区域周辺に「芦別川」の支流である「炭山川」、「番の沢川」及び「パンケリヤウシ川」等が流れている。

(b) 海域の状況

対象事業実施区域及びその周囲に海域は、存在しない。

(c) 湖沼の状況

対象事業実施区域及びその周囲の湖沼の状況は、図 3.1-3 に示すとおりである。空知川の中流域に野花南湖が存在している。

(d) 湧水の状況

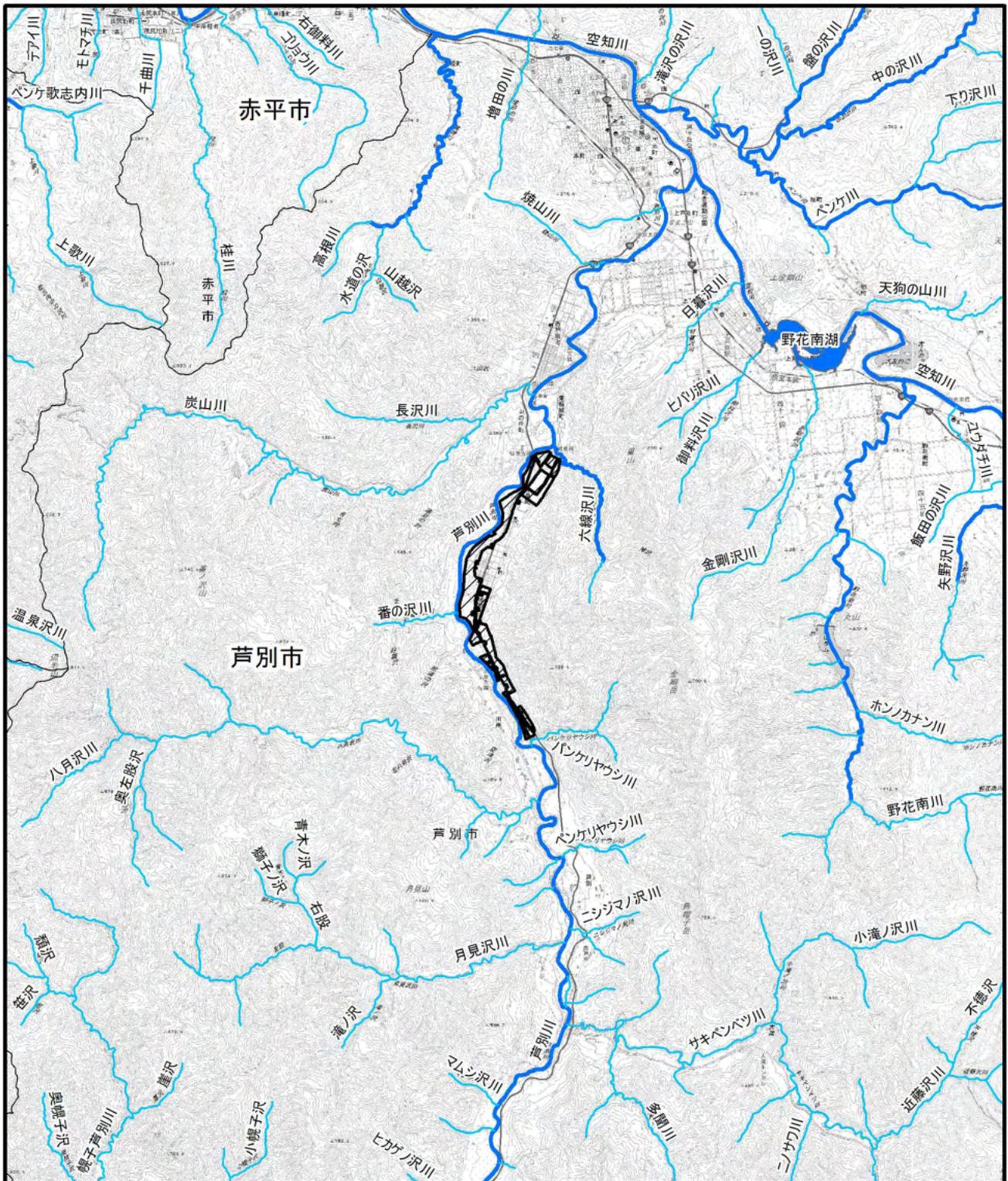
対象事業実施区域及びその周囲の湧水の状況については、以下の文献を確認した結果、代表的な湧水として選定された湧水は芦別市に 1 件確認されている。なお、「湧水保全ポータルサイト」(環境省)によると、北海道全域では 2024 年度時点で 745 件の湧水が確認されている。

- ・「名水百選」

出典：「名水百選」(環境省 HP <https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizusite/meisui/list/index.html>)、2026 年 2 月確認

- ・「湧水保全ポータルサイト」

出典：「湧水保全ポータルサイト」(環境省 HP <https://www.env.go.jp/water/yusui/>)、2026 年 2 月確認



- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 一級河川
 - その他の河川

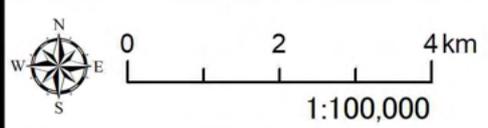


図 3.1-3 水象の状況

出典：「国土数値情報 河川（2009年度）、湖沼（2005年度）」（国土交通省 HP <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）、2026年2月確認

(2) 水質の状況

北海道では、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）に基づき、環境基準の類型指定水域や有害物質による汚染のおそれのある河川など、水質監視の必要性が高い水域を対象に水質の常時監視を実施している。

常時監視に係る水質測定は、北海道が毎年策定する水質測定計画に基づき、北海道開発局、北海道、政令市（札幌市、函館市、旭川市）及び関係市町村がそれぞれ分担して行っており、2024 年度は、公共用水域の 96 水系、492 地点において常時監視が行われた。（「令和 6 年度（2024 年度）公共用水域の水質測定結果」（2025 年 12 月、北海道））

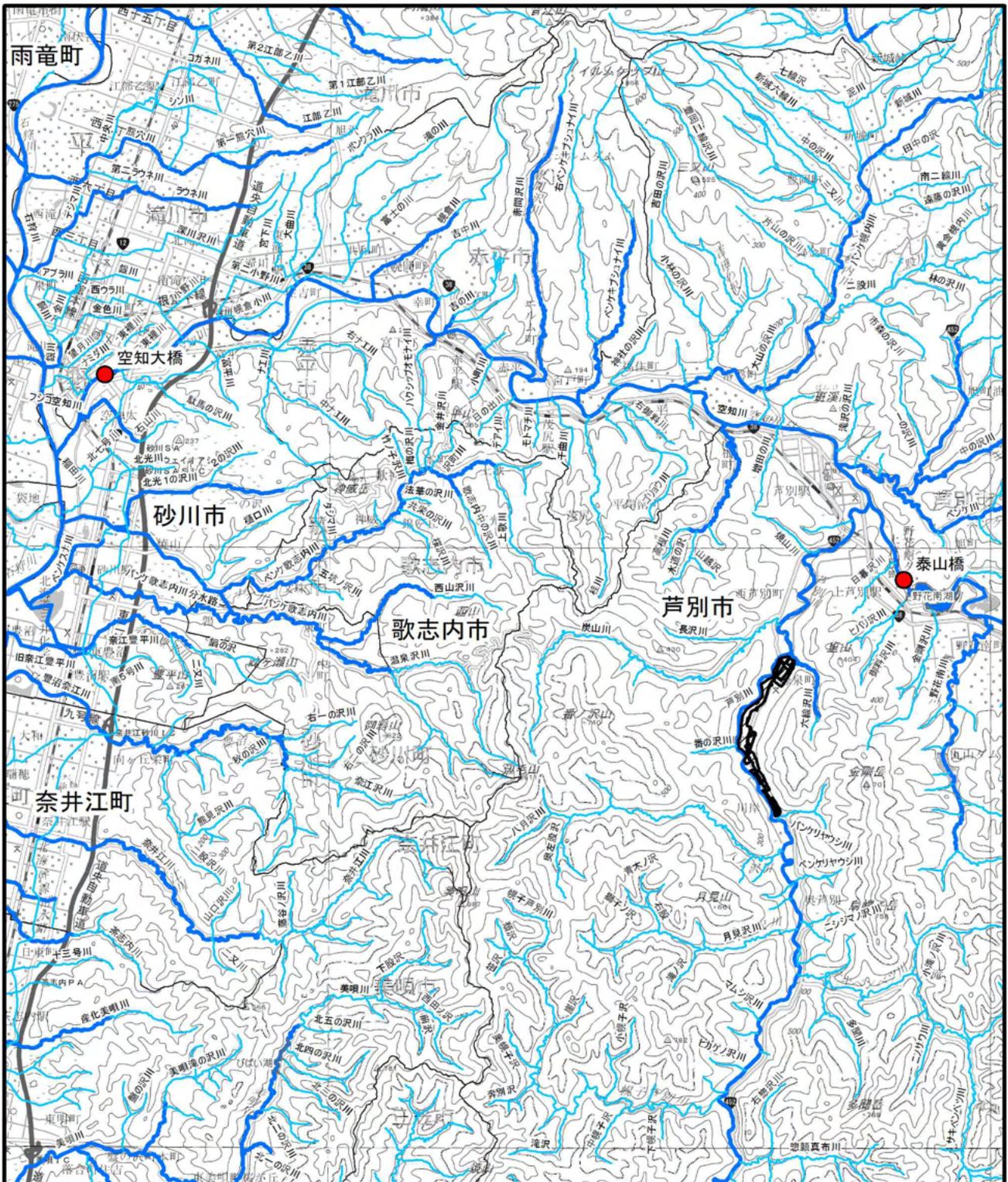
対象事業実施区域及びその周囲では、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準に基づく健康項目及び生活環境項目等の測定は行われていない。ただし、主な河川である空知川の下流に位置する「空知大橋」、中流に位置する「泰山橋」において水質測定を行っている。「空知大橋」及び「泰山橋」における生活環境項目及び健康項目の令和 6 年度（2024 年度）の測定結果は、表 3.1-5 に、測定地点位置は図 3.1-4 に示すとおりである。

表 3.1-5 生活環境項目及び健康項目の測定結果 令和6年度(2024年度)

項目	河川名	空知川下流	基準値	空知川中流	基準値
	地点名	空知大橋		泰山橋	
	類型	B		A	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	7.4~7.9	6.5以上8.5以下 (類型B)	7.3~7.6	6.5以上8.5以下 (類型A)
	溶存酸素量(DO) (mg/L)	9.1~15	5以上(類型B)	9.2~15	7.5以上(類型A)
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	0.5~1.6	3以下(類型B)	<0.5~1.1	2以下(類型A)
	浮遊物質(SS) (mg/L)	2~290	25以下(類型B)	2~110	25以下(類型A)
	大腸菌数(CFU/100mL)	3~190	1000CFU/100mL以下 (類型B)	2~200	300CFU/100mL以下 (類型A)
健康項目	カドミウム(mg/L)	<0.0003	0.003以下	<0.0003	0.003以下
	全シアン(mg/L)	<0.1	検出されないこと	<0.1	検出されないこと
	鉛(mg/L)	<0.005	0.01以下	<0.005	0.01以下
	六価クロム(mg/L)	<0.01	0.02以下	<0.01	0.02以下
	砒素(mg/L)	<0.005	0.01以下	<0.005	0.01以下
	総水銀(mg/L)	<0.0005	0.0005以下	<0.0005	0.0005以下
	PCB(mg/L)	<0.0005	検出されないこと	<0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン(mg/L)	<0.002	0.02以下	<0.002	0.02以下
	四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	0.002以下	<0.0002	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)	<0.0004	0.004以下	<0.0004	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	<0.01	0.1以下	<0.01	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチ レン(mg/L)	<0.004	0.04以下	<0.004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	<0.001	1以下	<0.001	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	<0.0006	0.006以下	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン (mg/L)	<0.001	0.01以下	<0.001	0.01以下
	テトラクロロエチレン (mg/L)	<0.0005	0.01以下	<0.0005	0.01以下
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	<0.0002	0.002以下	<0.0002	0.002以下
	チウラム(mg/L)	<0.0006	0.006以下	<0.0006	0.006以下
	シマジン(mg/L)	<0.0003	0.003以下	<0.0003	0.003以下
	チオベンカルブ(mg/L)	<0.002	0.02以下	<0.002	0.02以下
	ベンゼン(mg/L)	<0.001	0.01以下	<0.001	0.01以下
	セレン(mg/L)	<0.002	0.01以下	<0.002	0.01以下
	硝酸性窒素(mg/L)	0.49~0.87	10以下	0.59~0.98	10以下
	亜硝酸性窒素(mg/L)	0.007~0.012	10以下	0.008~0.011	10以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素(mg/L)	0.49~0.88	10以下	0.60~0.98	10以下
	ふっ素(mg/L)	<0.1	0.8以下	<0.1	0.8以下
	ほう素(mg/L)	0.09	1以下	0.1	1以下
1,4-ジオキサン(mg/L)	<0.005	0.05以下	<0.005	0.05以下	
水生生物	全亜鉛(mg/L)	0.001	0.03以下(生物A)	<0.001	0.03以下(生物A)
	ノニルフェノール (mg/L)	<0.00006	0.001以下(生物A)	<0.00006	0.001以下(生物A)
	LAS(mg/L)	<0.0006	0.03以下(生物A)	<0.0006	0.03以下(生物A)

※ 「<」は報告下限値未満であることを示す。

出典：「令和6年度(2024年度)公共用水域の水質測定結果」(2025年12月、北海道)、2026年2月確認



凡例

-  対象事業実施区域
-  一級河川
-  その他の河川
-  水質測定地点

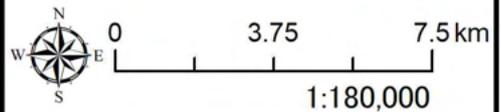


図 3.1-4 生活環境項目及び健康項目の水質測定地点

出典：「令和5年度(2023年度)公共用水域の水質測定結果」(2024年12月、北海道)、2026年2月確認

(3) 水底の底質の状況

「北海道環境白書’25（2025年12月、北海道）」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による水底の底質に係る調査は実施されていない。

(4) その他の水に係る環境の状況

(a) 地下水の水質の状況

北海道では、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号、最終改正令和4年法律第68号）の規定により、北海道知事が作成した地下水の水質測定計画に基づき、地下水の水質調査として、継続監視調査及び汚染井戸周辺地区調査が行われている。

芦別市では2022年度に継続監視調査が行われており、水質調査結果は、表3.1-6に示すとおりである。

継続監視調査では、全地点において全測定項目について環境基準値を下回っている。

(b) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

芦別市では、水質汚濁に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025年7月の芦別市への聞き取りの結果、水質汚濁に係る苦情は2020年4月から2025年7月まで確認されていない。

表 3.1-6 地下水の水質調査結果 令和4年度(2022年度)

(単位: mg/L)

項目名	市町村名	芦別市		基準値
	地区名	上芦別町		
	分析機関	委託		
	測定年度	2022		
	井戸深度(m)	5		
	浅・深井戸の別	浅		
	用途	生活用水		
	採水年月日	R4. 6. 29		
	水温(°C)	17.6		
	pH	5.9		
E C (mS/m)	13			
カドミウム		-	0.003mg/L以下	
全シアン		-	検出されないこと	
鉛		-	0.01mg/L以下	
六価クロム		-	0.02mg/L以下	
砒素		-	0.01mg/L以下	
総水銀		-	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀		-	検出されないこと	
PCB		-	検出されないこと	
ジクロロメタン		-	0.02mg/L以下	
四塩化炭素		-	0.002mg/L以下	
クロロエチレン		-	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン		-	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン		-	0.1mg/L以下	
1,2-ジクロロエチレン		-	0.04mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	
トランス-1,2-ジクロロエチレン		-	-	
1,1,1-トリクロロエタン		-	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン		-	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン		-	0.01mg/L以下	
テトラクロロエチレン		-	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロペン		-	0.002mg/L以下	
チウラム		-	0.006mg/L以下	
シマジン		-	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ		-	0.02mg/L以下	
ベンゼン		-	0.01mg/L以下	
セレン		-	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	◎	6.6	10mg/L以下	
硝酸性窒素		6.6	-	
亜硝酸性窒素		<0.005	-	
ふっ素		-	0.8mg/L以下	
ほう素		-	1mg/L以下	
1,4-ジオキサン		-	0.05mg/L以下	
トルエン		-	0.6mg/L以下	
キシレン		-	0.4mg/L以下	
フェニトロチオン		-	0.003mg/L以下	
クロタロニル		-	0.05mg/L以下	
ダイアジノン		-	0.005mg/L以下	
ジクロルボス		-	0.008mg/L以下	

※ 環境基準項目で、検出された場合には「◎」を付している。

※※ 「<」は報告下限値未満であることを示す。

出典:「令和4年度(2022年度)地下水の水質測定結果」(2023年12月、北海道)、2026年2月確認

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

(a) 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周囲の土壌の状況は、図 3.1-5 に示すとおりである。

対象事業実施区域の土壌は主に「褐色低地土壌」及び「褐色森林土Ⅱ」であり、一部に「粗粒褐色低地土壌」及び「細粒グライ土壌」が分布している。

(b) 土壌汚染対策法に係る区域の指定状況

以下文献を確認した結果、芦別市内において、土壌汚染に係る区域は指定されていない。

- ・「北海道の土壌汚染対策について」

出典：「北海道の土壌汚染対策について」（北海道庁 HP

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/dojo_osen_taisaku.html、2026年2月確認）

- ・「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時届け出区域」

出典：「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時届け出区域」（環境省 HP

<https://www.env.go.jp/content/000332238.pdf>、2026年2月確認）

- ・2025年3月の芦別市への聞き取りの結果、対象事業実施区域内には、「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」はないことを確認している。

(c) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

芦別市では、土壌汚染に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025年7月の芦別市への聞き取りの結果、土壌汚染に係る苦情は2020年4月から2025年7月まで確認されていない。

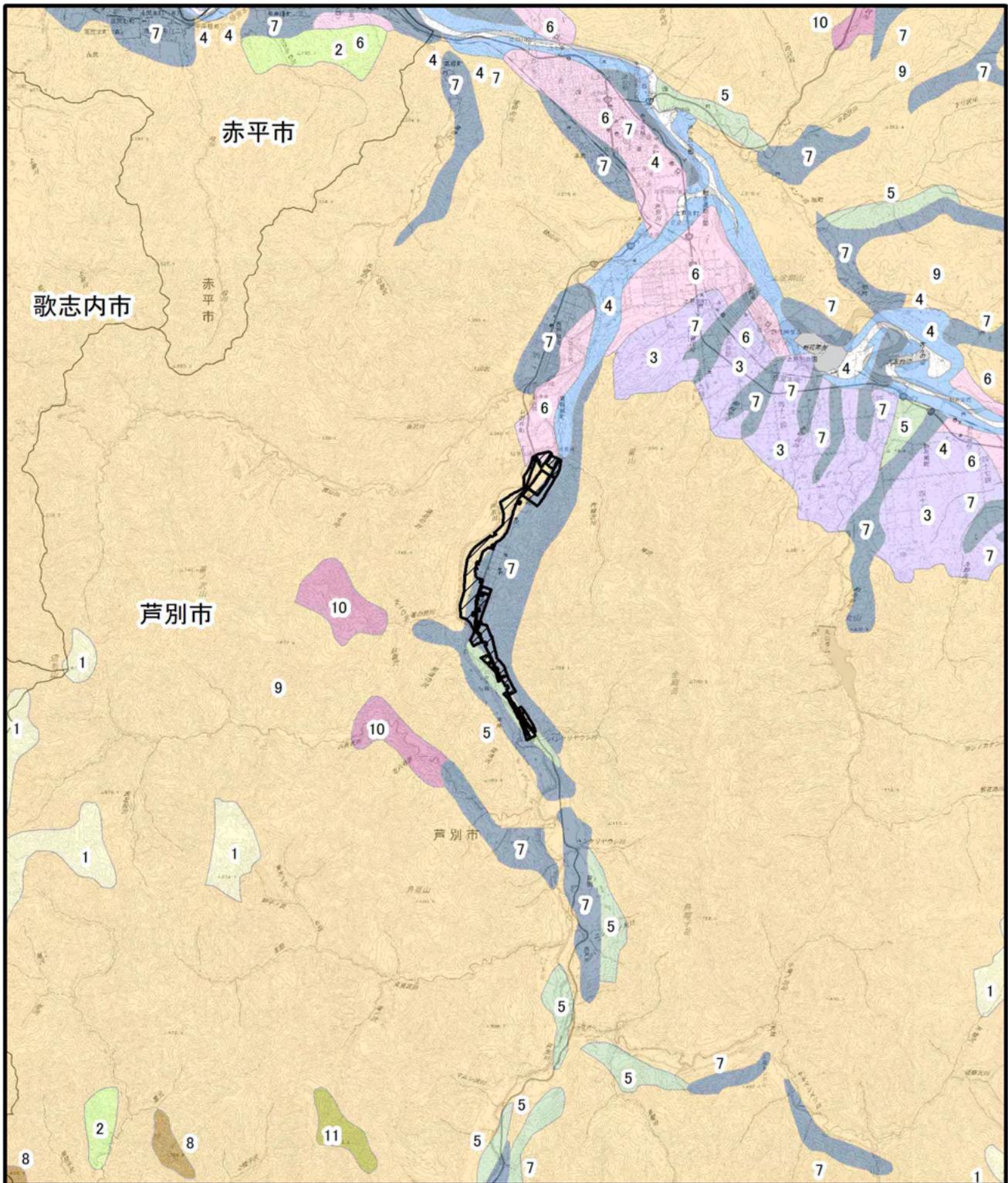
(2) 地盤の状況

(a) 地盤の状況

「北海道環境白書'25（2025年12月、北海道）」、「第2次芦別市環境基本計画（令和2年、芦別市）」及び「令和5年度全国の地盤沈下地域の概況（2025年3月、環境省）」を確認した結果、芦別市において、国又は自治体等による地盤沈下に関する調査は実施されていない。

(b) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

芦別市では、地盤沈下に係る苦情の発生状況は集計されていない。なお、2025年7月の芦別市への聞き取りの結果、地盤沈下に係る苦情は2020年4月から2025年7月まで確認されていない。



凡例

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 対象事業実施区域 | 6 細粒グライ土壌 |
| 1 暗色系褐色森林土ーポドソル化土壌 | 7 褐色低地土壌 |
| 2 残積性未熟土壌 | 8 褐色森林土Ⅰ |
| 3 灰色台地土壌 | 9 褐色森林土Ⅱ |
| 4 砂礫地など | 10 褐色森林土Ⅲ |
| 5 粗粒褐色低地土壌 | 11 褐色森林土ー乾性ポドソル化土壌 |

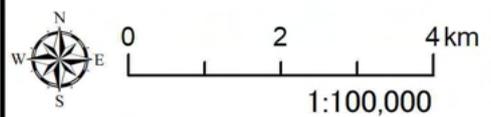


図 3.1-5 土壌の状況

出典：「20 万分の 1 土地分類基本調査（北海道）」（国土交通省 HP
https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html）、2026 年 2 月確認

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲の地形区分図は、図 3.1-6 に示すとおりである。

対象事業実施区域は「小起伏山地」及び「砂礫台地（下位）」、一部に「砂礫台地（中位）」からなる地形により構成されている。

(2) 地質の状況

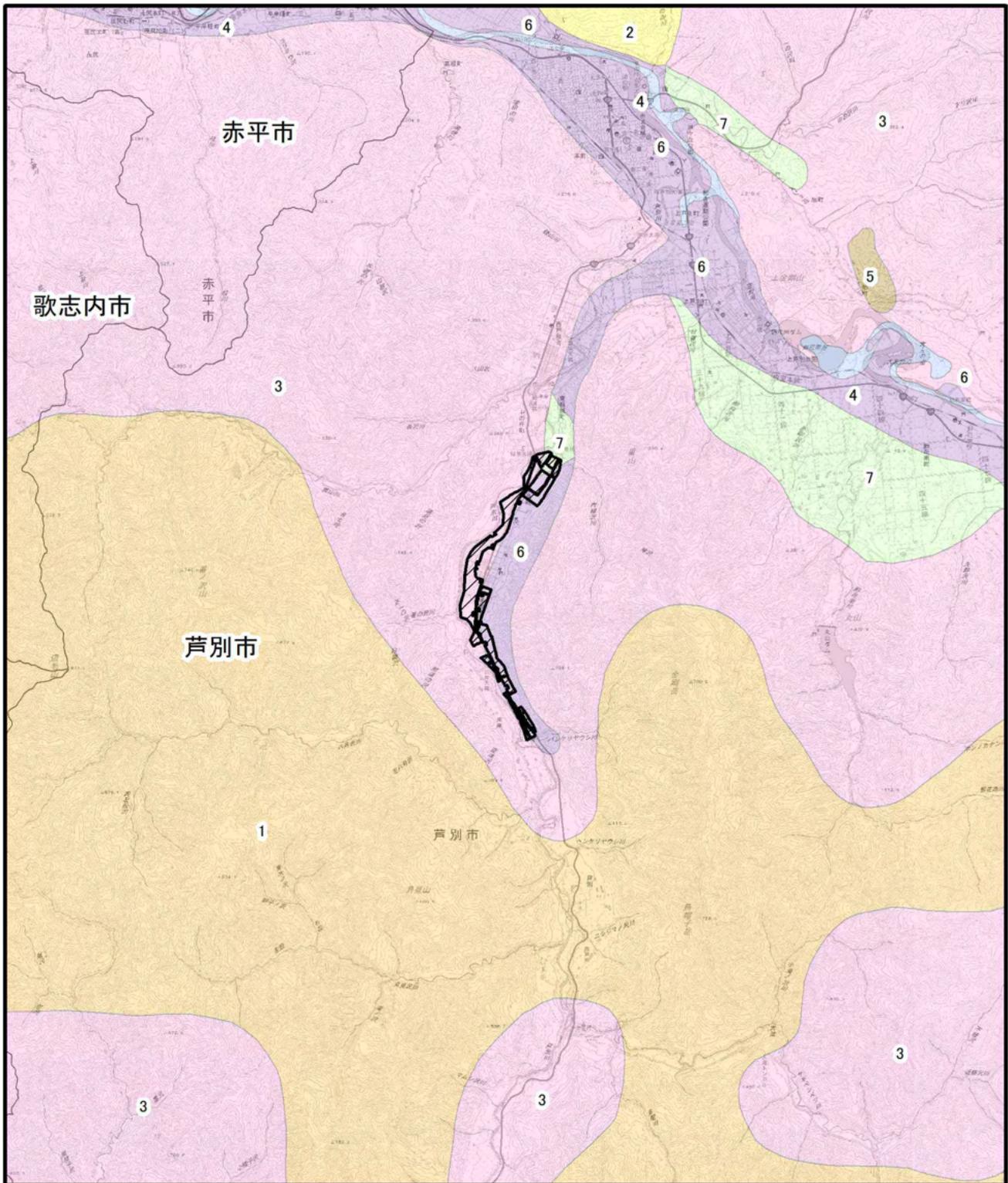
対象事業実施区域及びその周囲の表層地質図は、図 3.1-7 に示すとおりである。

対象事業実施区域は「礫・砂・粘土」、一部に「砂岩・泥岩互層（第三紀）」が分布している。なお、図には参考情報として、断層についても示した。

(3) 重要な地形・地質

対象事業実施区域には、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号）、「北海道文化財保護条例」（昭和 30 年条例第 83 号、最終改正平成 21 年条例第 15 号）及び「芦別市文化財保護条例」（昭和 37 年条例第 9 号）において指定されている地形・地質は分布していない。

また、「日本の地形レッドデータブック第 2 集」（2002 年、古今書院）に掲載されている地形は分布しないが、「日本の典型地形 国土地理院技術資料 D1-No. 357」に掲載されている地形の分布は図 3.1-8 に示すとおりである。対象事業実施区域の南南東約 15km の場所にキリギシ山が位置する。



凡例

- | | |
|--|--|
|  対象事業実施区域 |  4 河川・湖沼 |
|  1 中起伏山地 |  5 砂礫台地(上位) |
|  2 大起伏丘陵地 |  6 砂礫台地(下位) |
|  3 小起伏山地 |  7 砂礫台地(中位) |

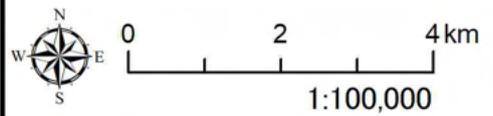
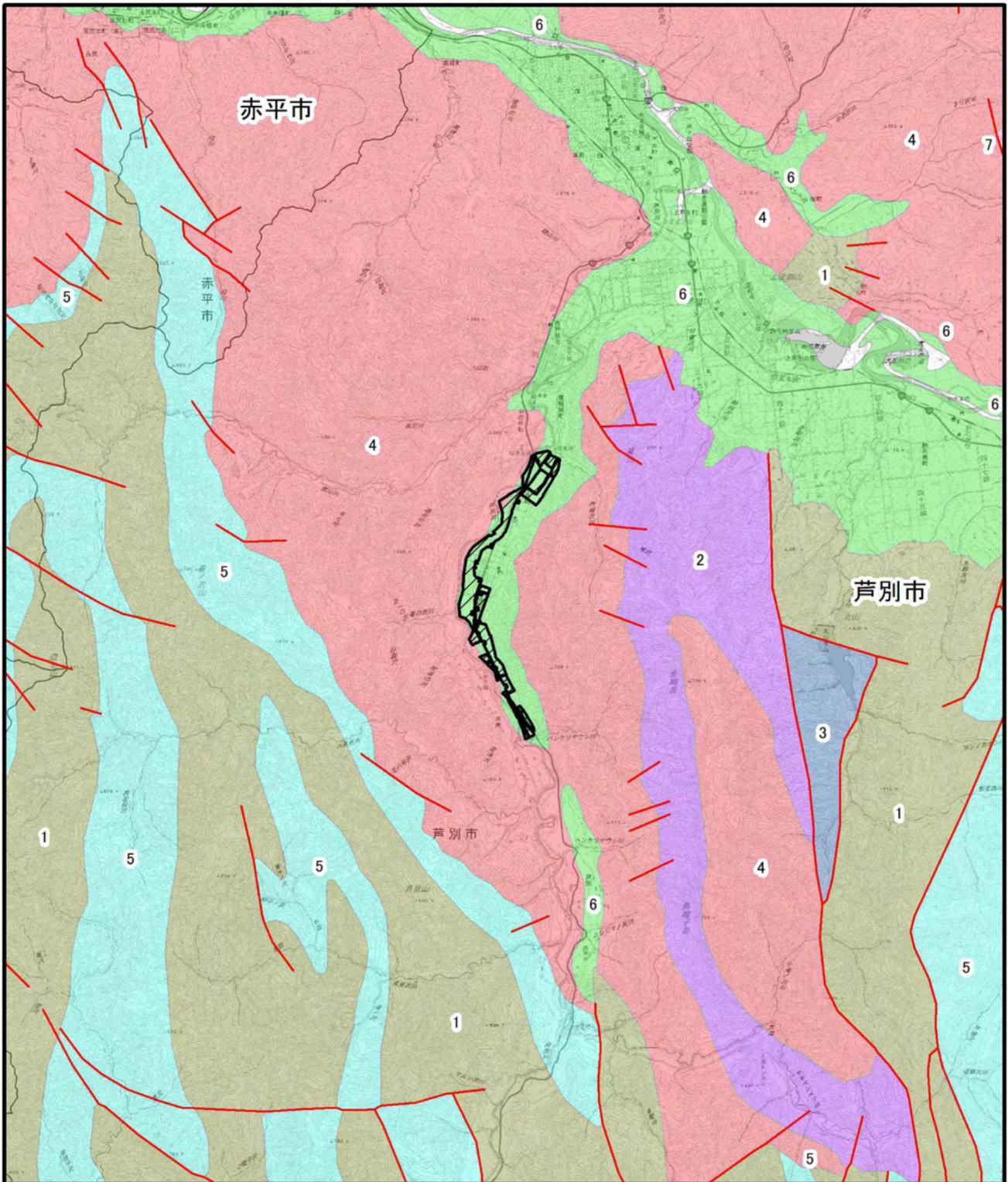


図 3.1-6 地形区分図

出典：「20万分の1土地分類基本調査（北海道）」（国土交通省 HP
https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html）、2026年2月確認



凡例

- | | |
|---|--|
|  対象事業実施区域 |  4 砂岩・泥岩互層(第三紀) |
|  1 泥岩(先第三紀) |  5 砂岩・礫岩 |
|  2 泥岩(第三紀) |  6 礫・砂・粘土 |
|  3 砂岩・泥岩互層(先第三紀) |  7 蛇紋岩質岩石 |
| |  断層 |

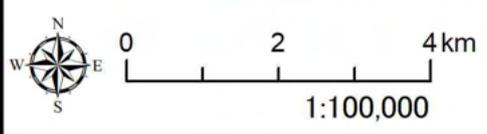


図 3.1-7 表層地質図

出典：「20万分の1土地分類基本調査(北海道)」(国土交通省HP
https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/inspect/landclassification/land/1_national_map_20-1.html)、2026年2月確認

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

対象事業実施区域及びその周囲の動物の生息状況を把握するにあたり収集した動物に係る文献その他の資料は、表 3.1-7 に示すとおりである。なお、原則として、これらの文献において芦別市での生息情報の記載のある種をとりあげることとしたが、市町村単位での情報がない文献では、空知地方での生息情報の記載のある種についてもとりあげることとした。

表 3.1-7 動物の生息状況を把握するにあたり収集した動物に係る文献その他の資料

No.	収集文献	分類群						
		哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	底生動物
1	「芦別市史」(1974年、芦別市)	○	○			○	○	○
2	「北海道における鳥類の地域別生息状況」(1981年、北海道)		○					
3	「芦別市の昆虫」(1982年、石岡新一)						○	
4	「芦別市の昆虫(その二)」(1983年、石岡新一)						○	
5	「芦別市の昆虫(その三)」(1984年、石岡新一)						○	
6	「芦別市の昆虫(その四)」(1985年、石岡新一)						○	
7	「北海道地域別鳥類リスト」(1991年、(財)日本野鳥の会北海道ブロック支部連合協議会)		○					
8	「芦別大図鑑」(1993年、芦別市)	○	○			○	○	
9	「新芦別市史(第一巻)」(1994年、芦別市)	○	○	○	○		○	
10	「北海道の希少野生生物ー北海道レッドデータブック2001ー」(2001年、北海道)	○						
11	「北海道鳥類目録改訂5版」(2024年、藤巻裕蔵)		○					
12	「北海道のサンショウウオたち」(2013年、佐藤孝則・松井正文)				○			
13	「新芦別市史(第三巻)」(2015年、芦別市)	○	○			○	○	○
14	「北海道の猛禽類2020年版」(2021年、応用生態工学会 札幌北海道猛禽類研究会)		○					
15	「滝里ダム周辺のいきものたち」(2004年、北海道開発局)	○	○	○	○	○	○	○
16	「北海道の希少野生生物ー北海道レッドデータブックー」(北海道HP http://rdb.pref.hokkaido.lg.jp/index.html)、2026年2月確認		○	○	○	○		
17	「北海道環境データベース」(北海道HP http://edb.pref.hokkaido.lg.jp/hes_sys/index.html)、2026年2月確認 ^注	○	○	○	○	○	○	○
18	「北海道市町村別コウモリマップ」(道北コウモリ研究センター https://riishiri.sakura.ne.jp/Sites/DMBH/)、2026年2月確認	○						
19	「環境アセスメントデータベース EADAS 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ(陸域)」(環境省HP https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/#rd)、2026年2月確認		○					
20	「全国鳥類繁殖分布調査」(2021年、鳥類繁殖分布調査会)		○					

注 「北海道環境データベース」の検索条件は、原則として、「芦別市」としたが、魚類・鳥類の一部の種については、掲載の図から抽出し、その場合は空知地方に掲載のある種を抽出した。

(a) 動物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲を対象とした文献その他の資料による動物相の概況は、表 3.1-8 に示すとおりで、各分類群の確認種は資料編に掲載のとおりである。

文献その他の資料により、哺乳類が 11 科 21 種、鳥類が 50 科 204 種、爬虫類が 4 科 6 種、両生類が 3 科 3 種、昆虫類が 105 科 469 種、魚類が 9 科 23 種、底生動物が 4 科 4 種、それぞれ確認された。

表 3.1-8 文献その他の資料による動物相の概況

分類群等	確認種数	主な確認種
哺乳類	11 科 21 種	キタリス、タイリクモモンガ、タイリクヤチネズミ、アカネズミ、ユキウサギ、ヤマコウモリ、アカギツネ、ヒグマ、クロテン、ニホンジカ 等
鳥類	50 科 204 種	マガン、コハクチョウ、オシドリ、ヨタカ、カッコウ、キジバト、ヒクイナ、ヤマシギ、アオサギ、クマタカ、フクロウ、クマゲラ、モズ、ヒガラ、ヤブサメ、トラツグミ、キビタキ、ハクセキレイ、ホオジロ 等
爬虫類	4 科 6 種	ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、ジムグリ、アオダイショウ、シマヘビ、ニホンマムシ
両生類	3 科 3 種	エゾサンショウウオ、ニホンアマガエル、エゾアカガエル
昆虫類	105 科 469 種	エルモンヒラタカゲロウ、ニホンカワトンボ、オニヤンマ、ハネナガフキバツタ、エゾハルゼミ、オオチャバネセセリ、オオミドリシジミ、オオブユ、エゾカタビロオサムシ、ゲンゴロウ、ヒラタシデムシ、スジコガネ、ウスバカミキリ、エゾアカヤマアリ、オオマルハナバチ北海道亜種 等
魚類	9 科 23 種	スナヤツメ北方種、エゾウグイ、ドジョウ、イトウ、アメマス、サクラマス (ヤマメ)、エゾトミヨ、ハナカジカ 等
底生動物 (昆虫類除く)	4 科 4 種	マシジミ、モノアラガイ、スジエビ、ニホンザリガニ

(b) 動物の重要な種及び注目すべき生息地

動物の重要な種の選定基準は表 3.1-9 に、動物のその他の注目すべき生息地の選定基準は表 3.1-10 に示すとおりである。

これらの選定基準に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の動物の重要な種及び注目すべき生息地を選定した。

表 3.1-9 動物の重要な種の選定基準

選定基準		カテゴリー	
重要な種	A	<ul style="list-style-type: none"> 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号) 「北海道文化財保護条例」(昭和 30 年条例第 83 号、最終改正平成 21 年条例第 15 号) 「芦別市文化財保護条例」(昭和 37 年条例第 9 号、最終改正平成 21 年条例第 14 号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別天然記念物 (特天) ・天然記念物 (天) ・天然記念物 (北天) ・天然記念物 (芦天)
	B	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際希少野生動植物種 (国際) ・国内希少野生動植物種 (国内) ・特定第一種国内希少野生動植物種 (特一) ・特定第二種国内希少野生動植物種 (特二)
	C	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成 25 年北海道条例第 9 号、最終改正令和 6 年条例第 89 号) の第 42 条に基づき指定された希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> ・特定希少野生動植物 (特定) ・指定希少野生動植物 (指定)
	D	「環境省レッドリスト 2020」(2020 年、環境省)	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅 (EX) ・野生絶滅 (EW) ・絶滅危惧 IA 類 (CR) ・絶滅危惧 IB 類 (EN) ・絶滅危惧 II 類 (VU) ・準絶滅危惧 (NT) ・情報不足 (DD) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	E 注	「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック 2001」(2001 年、北海道)	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅種 (Ex) ・野生絶滅種 (Ew) ・絶滅危機種 (Cr) ・絶滅危惧種 (En) ・絶滅危急種 (Vu) ・希少種 (R) ・留意種 (N) ・地域個体群 (Lp)
		<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道レッドリスト【哺乳類編】改訂版(2016 年)」(2016 年、北海道) ・「北海道レッドリスト【鳥類編】改訂版(2017 年)」(2017 年、北海道) ・「北海道レッドリスト【両生類・爬虫類編】改訂版(2015 年)」(2015 年、北海道) ・「北海道レッドリスト【昆虫>コウチュウ目編】改訂版(2019 年)」(2019 年、北海道) ・「北海道レッドリスト【昆虫>チョウ目編】改訂版(2016 年)」(2016 年、北海道) ・「北海道レッドリスト【魚類編】改訂版(2018 年)」(2018 年、北海道) 	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅 (Ex) ・野生絶滅 (Ew) ・絶滅危惧 IA 類 (Cr) ・絶滅危惧 IB 類 (En) ・絶滅危惧 II 類 (Vu) ・準絶滅危惧 (Nt) ・情報不足 (Dd) ・留意 (N) ・絶滅のおそれのある地域個体群 (Lp)

注 昆虫類のうちコウチュウ目及びチョウ目以外の分類群及び底生動物については、「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック 2001」(2001 年、北海道)を重要種の選定基準とした。それ以外の分類群については、2015 年以降に改訂された各分類群のレッドリストを重要種の選定基準とした。

表 3.1-10 動物のその他の注目すべき生息地の選定基準

選定基準		カテゴリー	
注目すべき生息地	A (再掲)	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号) 「北海道文化財保護条例」(昭和 30 年条例第 83 号、最終改正平成 21 年条例第 15 号) 「芦別市文化財保護条例」(昭和 37 年条例第 9 号、最終改正平成 21 年条例第 14 号)	・特別天然記念物 (特天) ・天然記念物 (天) ・天然記念物 (北天) ・天然記念物 (芦天)
	B (再掲)	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号)	・生息地等保護区
	E (再掲)	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成 25 年北海道条例第 9 号、最終改正令和 6 年条例第 89 号)	・生息地等保護区
	F	「日本のラムサール条約湿地」(環境省 HP https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/RamsarSites_in_Japan.html)、2026 年 2 月確認	・ラムサール条約登録湿地
	G	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/)に基づく重要度の高い湿地(重要湿地)、2026 年 2 月確認	・重要湿地
	H	「北海道の湿原」(北海道 HP https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/environ/wetland/shitsugen.html)に基づく道内の主な湿原(ラムサール条約湿地を除く)、2026 年 2 月確認	・指定湿地
	I	「令和 7 年度鳥獣保護区等位置図」(2025 年度、北海道) ※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正令和 7 年法律第 28 号)	・鳥獣保護区
	J	「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会 HP https://www.wbsj.org/nature/hogo/others/iba/index.html)、2026 年 2 月確認	・重要野鳥生息地
	K	「第 2 回自然環境保全基礎調査」(1981 年、環境庁)	・重要な生息地
	L	「北海道自然環境等保全条例」(昭和 48 年条例第 64 号、最終改正令和 6 年条例第 85 号)	・学術自然保護地区
	M	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP http://kba.conservation.or.jp/about.html)、2026 年 2 月確認	・KBA (保護地域外) ・KBA (保護地域内) ・KBA 候補 (河川) ※本文献における保護地域とは、自然公園(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園)、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、国指定及び都道府県指定鳥獣保護区、森林生態系保護地域を指す。
	N	「環境アセスメントデータベース EADAS 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ(陸域)」(環境省 HP https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/#rd)、2026 年 2 月確認	・集団飛来地 ランク 3 ・集団飛来地 ランク 2 ・集団飛来地 ランク 1

ア. 動物の重要な種

選定基準に基づき選定した動物の重要な種は、表 3.1-11～表 3.1-16 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲において、重要な動物として、哺乳類 7 種、鳥類 52 種、爬虫類 0 種、両生類 1 種、昆虫類 56 種、魚類 10 種、底生動物（昆虫類を除く）2 種を確認した。

表 3.1-11 動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
1	齧歯目	リス科	シベリアシマリス				DD ^{注2}	Dd ^{注2}
2		キヌゲネズミ科	ムクゲネズミ				NT ^{注3}	Nt
3	兎形目	ナキウサギ科	キタナキウサギ				NT ^{注4}	Nt ^{注4}
4	翼手目	ヒナコウモリ科	ヤマコウモリ				VU	Nt
5			ヒナコウモリ					Nt
6	食肉目	イタチ科	クロテン				NT ^{注5}	Nt ^{注5}
7			オコジョ				NT ^{注6}	Vu ^{注6}
計	4目	5科	7種	0種	0種	0種	6種	7種

※ 種の分類、配列は原則として「世界哺乳類標準和名リスト 2021 年度版」（2021 年、日本哺乳類学会）に準拠した。

注 1 選定基準は表 3.1-9 に対応する。

注 2 亜種「エゾシマリス」としての指定

注 3 亜種「ミヤマムクゲネズミ」としての指定

注 4 亜種「エゾナキウサギ」としての指定

注 5 亜種「エゾクロテン」としての指定

注 6 亜種「エゾオコジョ」としての指定

表 3.1-12 動物の重要な種（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
				A	B	C	D	E
1	カモ目	カモ科	コクガン	天			VU	N
2			シジュウカラガン		国内		CR	Vu
3			ハクガン				CR	N
4			サカツラガン				DD	Dd
5			ヒシクイ	天			VU・NT ^{注2}	N ^{注3}
6			マガン	天			NT	N
7			カリガネ				EN	Nt
8			オシドリ				DD	Nt
9	キジ目	キジ科	エゾライチョウ				DD	Nt
10			ウズラ				VU	Nt
11	ヨタカ目	ヨタカ科	ヨタカ				NT	Nt
12	ツル目	クイナ科	ヒクイナ				NT	Dd
13		ツル科	タンチョウ	特天	国内		VU	Vu
14	チドリ目	セイタカシギ科	セイタカシギ				VU	Nt
15		チドリ科	イカルチドリ					Dd
16		シギ科	ホウロクシギ		国際		VU	Vu
17			ハマシギ				NT	Nt
18			ヤマシギ					N
19			オオジシギ				NT	Nt
20			タカブシギ				VU	Vu
21			ツルシギ				VU	Vu
22		カモメ科	オオセグロカモメ				NT	Nt
23		ペリカン目	サギ科	チュウサギ				NT
24	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ				NT	Nt
25		タカ科	ハチクマ				NT	Nt
26			クマタカ		国内		EN	En
27			ツミ					Dd
28			ハイタカ				NT	Nt
29			オオタカ				NT	Nt
30			チュウヒ		国内		EN	En
31			オオワシ	天	国内		VU	Vu
32			オジロワシ	天	国内		VU	Vu
33		フクロウ目	フクロウ科	アオバズク				
34	キンメフクロウ						CR	Cr
35	オオコノハズク							Nt
36	トラフズク							Nt
37	シロフクロウ							Dd
38	ワシミミズク				国内		CR	Cr
39	シマフクロウ			天	国内		CR	Cr
40	ブッポウソウ目	カワセミ科	アカショウビン					Vu
41	キツツキ目	キツツキ科	ミユビゲラ		国内		CR	Cr
42			コアカゲラ					Dd
43			オオアカゲラ					Dd ^{注4}
44			クマゲラ	天			VU	Vu
45	ハヤブサ目	ハヤブサ科	シロハヤブサ					Dd
46			ハヤブサ		国内		VU	Vu
47	スズメ目	モズ科	アカモズ		国内		EN	En
48		センニュウ科	マキノセンニュウ				NT	Nt
49		アトリ科	ギンザンマシコ					Nt
50		ホオジロ科	ホオアカ					Nt
51			シマアオジ		国内		CR	Cr
52			コジュリン				VU	Dd
計	12 目	20 科	52 種	8 種	13 種	0 種	39 種	51 種

※ 種の分類、配列は原則として「日本鳥類目録 第8版」(2024年、日本鳥学会)に準拠した。

注1 選定基準は、表 3.1-9 に対応する。

注2 亜種「ヒシクイ」(VU) 及び亜種「オオヒシクイ」(NT) としての指定

注3 亜種「ヒシクイ」(N) 及び亜種「オオヒシクイ」(N) としての指定

注4 亜種「エゾオオアカゲラ」としての指定

表 3.1-13 動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^注				
				A	B	C	D	E
1	有尾目	サンショウウオ科	エゾサンショウウオ				DD	N
計	1 目	1 科	1 種	0 種	0 種	0 種	1 種	1 種

※ 種の分類、配列は原則として「日本産爬虫両生類標準和名リスト（2024年3月11日版）」（2024年、日本爬虫両棲類学会）に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-9 に対応する。

表 3.1-14 動物の重要な種 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^注					
				A	B	C	D	E	
1	トンボ目 (蜻蛉目)	イトトンボ科	カラカネイトトンボ					R	
2			オオイトトンボ					R	
3		ムカシトンボ科	ムカシトンボ					N	
4		ヤンマ科	アオヤンマ				NT	Vu	
5		トンボ科	ナツアカネ					R	
6			エゾアカネ				EN	R	
7	カメムシ目 (半翅目)	コオイムシ科	オオコオイムシ					R	
8	アミメカゲロウ目 (脈翅目)	ヒロバカゲロウ科	プライヤーヒロバカゲロウ					R	
9	トビケラ目 (毛翅目)	トビケラ科	ゴマフトビケラ					R	
10	チョウ目 (鱗翅目)	ボクトウガ科	ハイイロボクトウ				NT		
11		マダラガ科	ベニモンマダラ道南亜種				VU	Cr	
12		セセリチョウ科	ギンイチモンジセセリ				NT	Dd	
13		シジミチョウ科	リンゴシジミ					N	
14			ゴマシジミ北海道・東北亜種				NT		
15			アサマシジミ北海道亜種		国内		CR	En	
16			タテハチョウ科	ウラギンスジヒョウモン				VU	
17				カラフトヒョウモン				NT	
18				ツマジロウラジャノメ北海道亜種					N
19		オオイチモンジ					VU		
20			キタテハ					Vu	
21			アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ北海道亜種				NT	
22			ツトガ科	ヒメギンスジツトガ				Nt	
23			ドクガ科	スゲドクガ				NT	
24		ヤガ科	キスジウスキョトウ				VU		
25	ハエ目 (双翅目)	クサアブ科	ネグロクサアブ				DD		
26		ハナアブ科	ジョウザンナガハナアブ					R	
27		クロバエ科	エゾクロバエ					R	
28		イエバエ科	キバネクロバエ					R	
29		ニクバエ科	チビクロニクバエ					R	
30			シロガネニクバエ					R	
31			エダガタニクバエ					R	
32			キタシリアカニクバエ					R	
33	コウチュウ目 (鞘翅目)	オサムシ科	セアカオサムシ				NT		
34			エゾアオゴミムシ					Nt	
35			ルリマルクビゴミムシ					Nt	
36		ハンミョウ科	アイスハンミョウ				NT	Vu	
37		ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ		特二		VU	Nt	
38		ミズスマシ科	オオミズスマシ				NT		
39			コミズスマシ				EN	Dd	
40			ミズスマシ				VU	Nt	
41		コガシラミズムシ科	クビボソコガシラミズムシ				DD		
42		ガムシ科	ガムシ				NT		
43			シジミガムシ				EN	Dd	
44		マルトゲムシ科	カラフトマルトゲムシ					Nt	
45		タマムシ科	エゾアオタマムシ					Dd	
46		カミキリムシ科	ミドリヒラタカミキリ					Nt	
47			エゾカミキリ					Nt	
48			コトラカミキリ				NT	Nt	
49			クロヒラタカミキリ				NT	Nt	
50			キボシマダラカミキリ					Nt	
51			ヒゲナガゾウムシ科	ツツケナガヒゲナガゾウムシ					Nt
52	ハチ目 (膜翅目)	アリ科	ケブカクロオオアリ					R	
53			エゾアカヤマアリ				VU		

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^注				
				A	B	C	D	E
54	ハチ目（膜翅目）	スズメバチ科	ニッポンホオナガスズメバチ				DD	
55			モンスズメバチ				DD	
56			チャイロスズメバチ					R
計	8 目	33 科	56 種	0 種	2 種	0 種	28 種	40 種

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（2024 年、国土交通省）に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-9 に対応する。

表 3.1-15 動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準 ^注				
				A	B	C	D	E
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ北方種				VU	Lp
2			カワヤツメ				VU	Nt
3	コイ目	コイ科	ヤチウグイ				NT	Nt
4			エゾウグイ					N
5		ドジョウ科	ドジョウ				NT	
6	サケ目	サケ科	イトウ				EN	En
7			オショロコマ				VU	Nt
8			サクラマス（ヤマメ）				NT	N
9	トゲウオ目	トゲウオ科	エゾトミヨ				VU	Nt
10	スズキ目	カジカ科	ハナカジカ					N
計	5 目	6 科	10 種	0 種	0 種	0 種	8 種	9 種

※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（2024年、国土交通省）に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-9 に対応する。

表 3.1-16 動物の重要な種（底生動物）

No.	綱名	目名	科名	種名	選定基準 ^{注1}				
					A	B	C	D	E
1	腹足綱	汎有肺目	モノアラガイ科	モノアラガイ				NT	
2	軟甲綱	エビ目	アジアザリガニ科	ニホンザリガニ		特二		VU	
計	2 綱	2 目	2 科	2 種	0 種	1 種	0 種	2 種	0 種

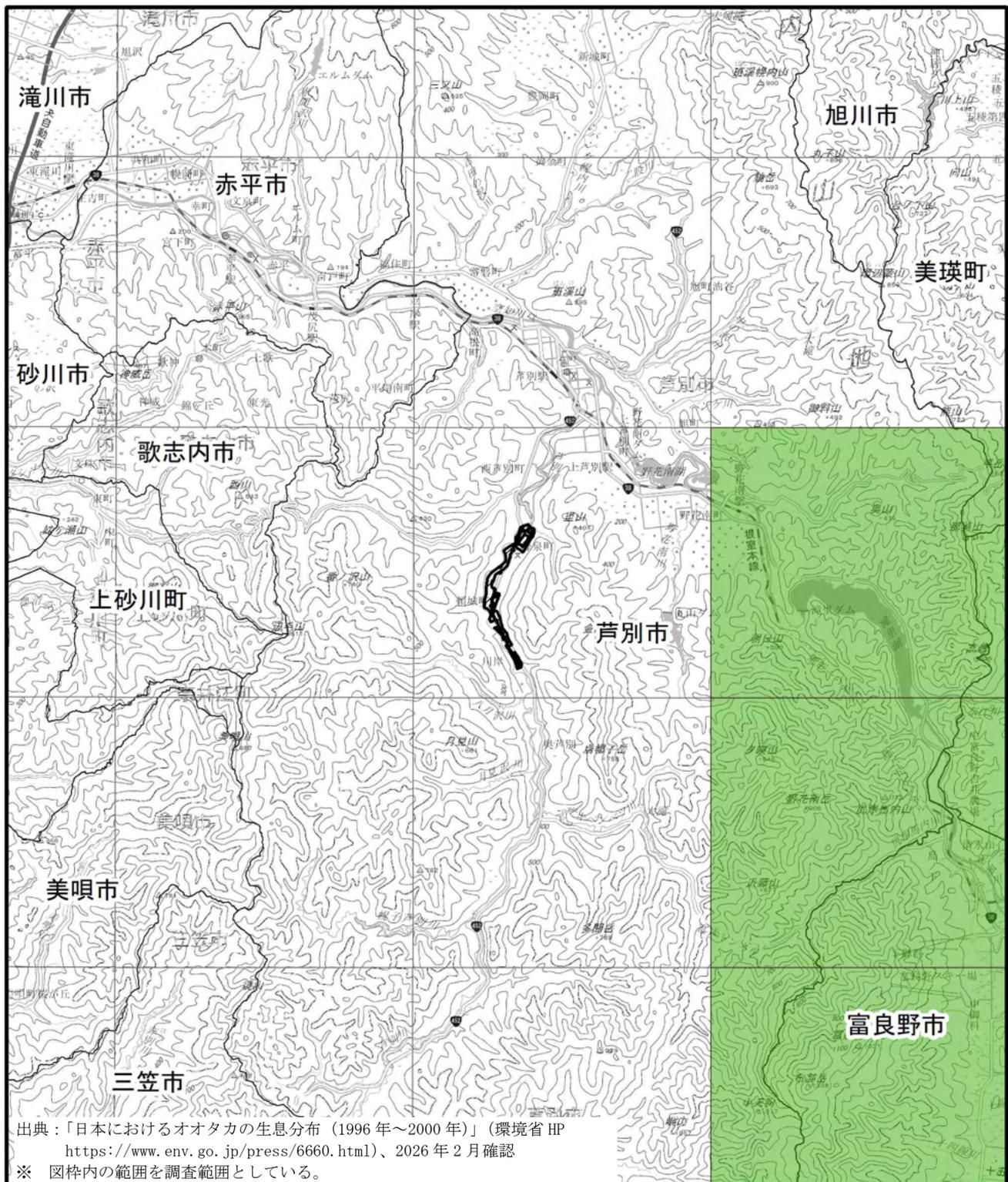
※ 種の分類、配列は原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（2024年、国土交通省）に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-9 に対応する。

イ. 希少猛禽類の生息分布

希少猛禽類各種の生息確認の状況を図 3.1-9～図 3.1-11 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲では、クマタカ、オオタカ、オジロワシのメッシュが重複しており、そのうちクマタカとオジロワシのメッシュについては、対象事業実施区域とメッシュが重複している。



出典：「日本におけるオオタカの生息分布（1996年～2000年）」（環境省HP <https://www.env.go.jp/press/6660.html>）、2026年2月確認
 ※ 図枠内の範囲を調査範囲としている。

- 凡例
-  対象事業実施区域
 - 生息ランク
 -  A 繁殖を確認
 -  B 生息を確認し、繁殖の可能性あり
 -  C 生息を確認したが、繁殖は不明
 -  D 生息を確認したが、繁殖の可能性なし
 -  E 生息記録がなく、生息の可能性は低い

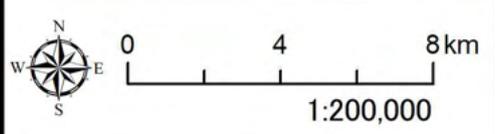
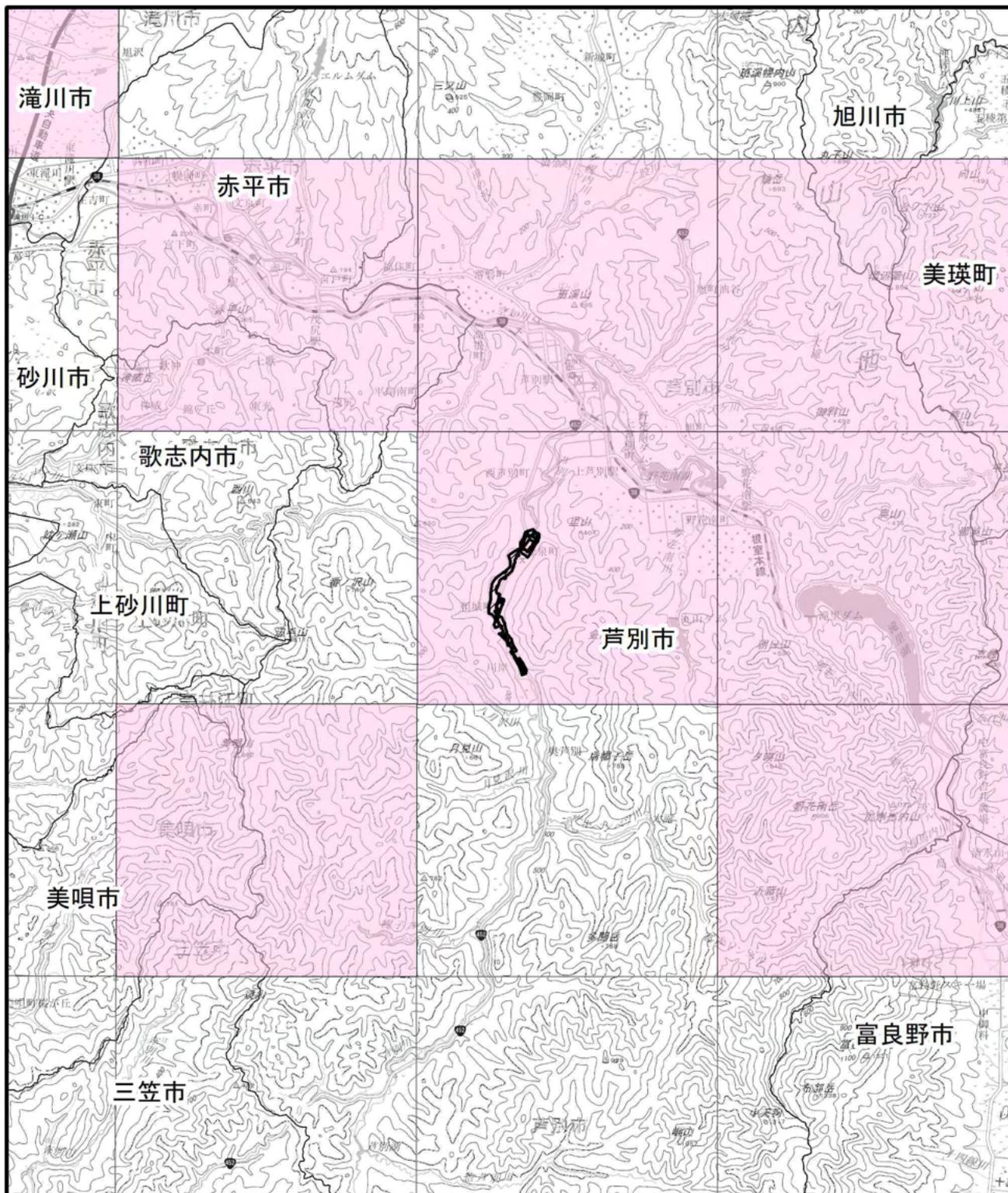


図 3.1-10 オオタカの生息確認メッシュ



凡例
 対象事業実施区域
 オジロワシ

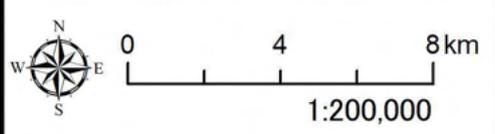


図 3.1-11 オジロワシの
分布メッシュ

出典：「環境アセスメントデータベース EADAS 風力発電における鳥類のセンシ
 ティビティマップ（陸域）重要種 オジロワシ」（環境省 HP
<https://eadas.env.go.jp/eiadb/webgis/index.html>）、2026年2月確認
 ※ 図枠内の範囲を調査範囲としている。

ウ. 動物の注目すべき生息地

a. 動物のその他の注目すべき生息地

文献その他の資料調査により確認した対象事業実施区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地の一覧は表 3.1-17 に、動物の注目すべき生息地の位置は図 3.1-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、鳥獣保護区、KBA 候補（河川）が分布している。

表 3.1-17 動物の注目すべき生息地の一覧

No.	名称	選定基準 ^注	
		I	M
1	金剛沢鳥獣保護区	鳥獣保護区	
2	芦別鳥獣保護区	鳥獣保護区	
3	旭鳥獣保護区	鳥獣保護区	
4	空知川、芦別川		KBA 候補（河川）

注 選定基準は、表 3.1-10 動物のその他の注目すべき生息地の選定基準に対応する。

(2) 植物の生育の状況

対象事業実施区域及びその周囲の植物の生育状況を把握するにあたり収集した植物に係る文献その他の資料は、表 3.1-18 に示すとおりである。なお、原則として、これらの文献において芦別市での生育情報の記載のある種をとりあげることとしたが、市町村単位での情報がない文献では、空知地方での生育情報の記載のある種についてもとりあげることとした。

表 3.1-18 植物の生育状況を把握するにあたり収集した植物に係る文献その他の資料

No.	収集文献
1	「芦別市史」(1974年、芦別市)
2	「環境調査・アセスメントのための北海道高等植物目録Ⅰ シダ植物・裸子植物」(1985年、たくぎん総合研究所)
3	「環境調査・アセスメントのための北海道高等植物目録Ⅳ 合弁花植物」(1987年、たくぎん総合研究所)
4	「環境調査・アセスメントのための北海道高等植物目録Ⅱ 単子葉植物」(1990年、たくぎん総合研究所)
5	「芦別大図鑑」(1993年、芦別市)
6	「環境調査・アセスメントのための北海道高等植物目録Ⅲ 離弁花植物」(1994年、たくぎん総合研究所)
7	「新芦別市史(第一巻)」(1994年、芦別市)
8	「エゾタンポポ分布調査報告」(2003年、長谷山隆博)
9	「北海道植物誌」(2004年、合田勇太郎)
10	「新芦別市史(第三巻)」(2015年、芦別市)
11	「北海道の希少野生生物－北海道レッドデータブック－」(北海道 HP http://rdb.pref.hokkaido.lg.jp/index.html)、2026年2月確認

(a) 植物相の状況

対象事業実施区域及びその周囲を対象とした文献その他の資料による植物相の概況は、表 3.1-19 に示すとおりである。なお、植物の確認種一覧は資料編に示す。シダ植物が13科66種、裸子植物が4科8種、被子植物が123科1,409種で、合計140科1,483種の維管束植物が確認された。

表 3.1-19 文献その他の資料による植物相の概況

分類群名	科数	種数	主な確認種	
シダ植物	13科	66種	トクサ、クジャクシダ、コタニワタリ、ミヤマベニシダ、シラネワラビ、ナライシダ、サカゲイノデ、ヒメシダ、クサソテツ、ミヤマノキシノブ 等	
種子植物	裸子植物	4科	8種	エゾマツ、トドマツ、ハイイヌガヤ、イチイ 等
	被子植物	123科	1,409種	オノエヤナギ、シラカンバ、ミズナラ、ハルニレ、ノダイオウ、シラオイハコベ、ホオノキ、カツラ、エゾノリュウキンカ、シラネアオイ、ジュンサイ、オニシモツケ、コミヤマカタバミ、エゾフウロ、エゾイタヤ、オオツリバナ、フッキソウ、シナノキ、ヤナギラン、ハリギリ、ムラサキヤシオ、ヤチダモ、ミツガシワ、エゾノカワラマツバ、カノコソウ、ヨブスマソウ、マイヅルソウ、オオバナノエンレイソウ、ヌマガヤ、クマイザサ、ミヤマジュズスゲ、サルメンエビネ 等
合計	140科	1,483種		

(b) 植生の状況

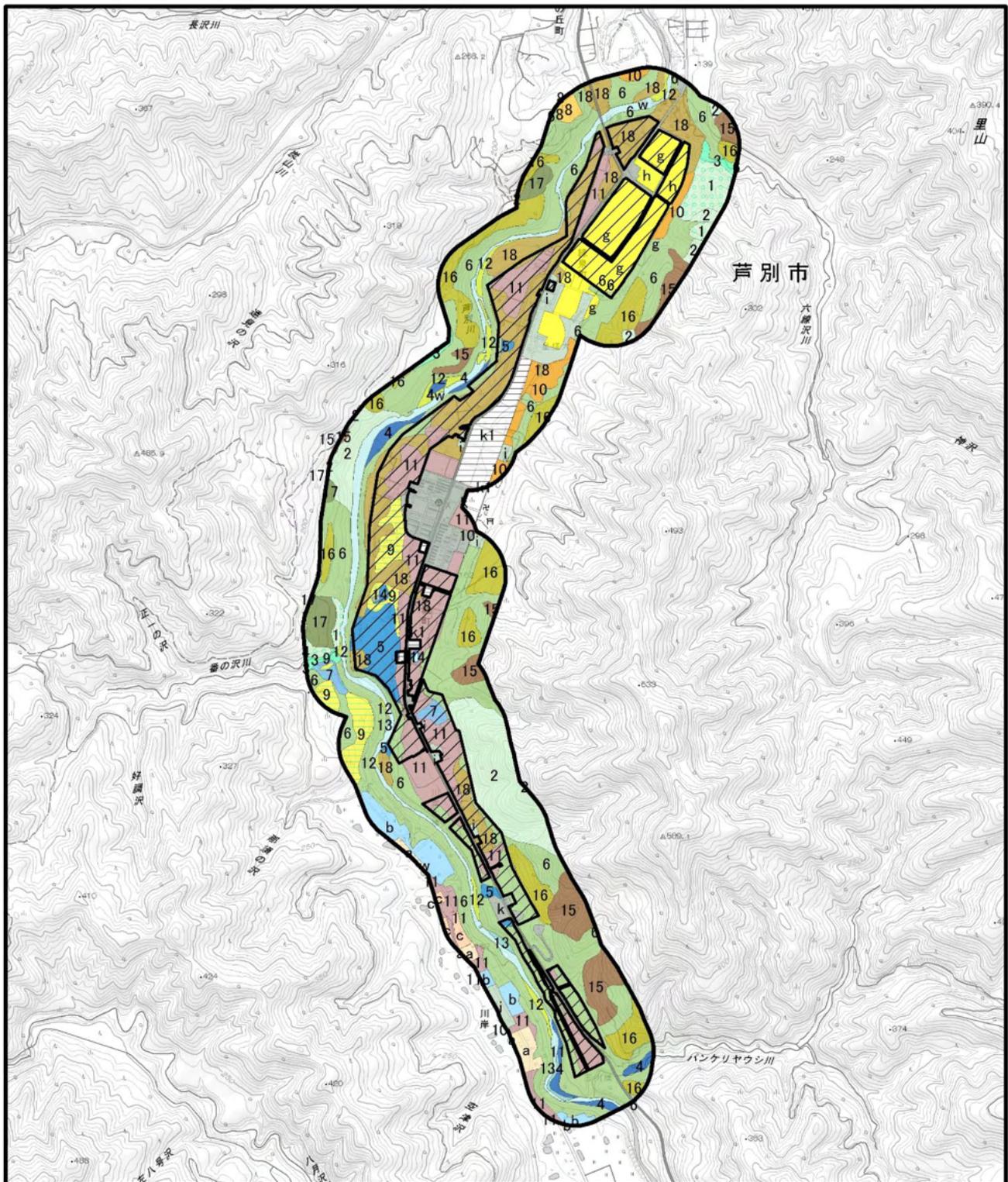
対象事業実施区域及びその周囲の植生に関する現地調査結果を表 3.1-20、図 3.1-13 及び図 3.1-14 に示す。またこの植生図に基づく植生自然度については、図 3.1-17 及び図 3.1-18 に示すとおりである。なお、本調査は2024年の秋季（9月及び10月）に実施したものであり、6章の表 6.2-20 (P.347) と同様の調査手法で実施した。当該の調査における調査票については、資料編に掲載のとおりである。

1970年代の航空写真は図 3.1-15 及び図 3.1-16 に示すとおりである。1970年代の航空写真から対象事業実施区域の北部は主に住宅地（炭鉱住宅）として利用され、中央部に炭鉱施設（三井芦別炭鉱）が立地し、南部は主に農耕地として利用されていたことがわかる。その後、炭鉱施設については、閉山のために施設の多くは撤去され、住宅の多くも撤去されているほか、農耕地の多くは耕作が放棄されており、これらの場所はオオアワダチソウ群落等の草地またはハリエンジュ群落やヤナギ二次林等の先駆的な樹木によって構成される森林になっている。なお、ヤナギ二次林は、通常のヤナギ林が河川の攪乱の影響を受ける河畔に成立するのに対し、河川による攪乱の影響を受けない河岸段丘上の炭鉱施設跡地等に成立した二次林である。

表 3.1-20 対象事業実施区域及びその周囲の現存植生

凡例 番号	植生・土地 利用区分	凡例名	植生 自然度	区域内		調査範囲内	
				面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
1	自然林	トドマツミズナラ群落	9	—	—	8.3	1.8
2		エゾイタヤミズナラ群落	9	—	—	27.6	5.8
3		カツラ群落	9	—	—	2.5	0.5
4		ヤナギ高木群落	9	0.1	0.1	4.9	1.0
5	二次林	ヤナギ二次林	7	7.8	6.8	9.0	1.9
6		ミズナラ群落（二次林）	7	15.9	13.9	141.6	29.9
7		ケヤマハンノキ群落（二次林）	7	1.2	1.0	2.4	0.5
8	二次草原	ササ群落	5	—	—	1.3	0.3
9		ススキ群落	5	4.9	4.2	10.4	2.2
10		オオヨモギ群落	4	—	—	7.2	1.5
11		オオアワダチソウ群落	2	31.1	27.1	47.8	10.1
12	河辺・湿原植生	河川敷砂礫地植生	10	—	—	4.5	0.9
13		ツルヨシ群集	10	—	—	0.9	0.2
14		ヨシ群落（代償植生）	5	0.5	0.4	0.5	0.1
15	植林地	トドマツ植林	6	—	—	17.4	3.7
16		カラマツ植林	6	0.1	0.1	31.4	6.6
17		ヤチダモ植林	6	—	—	5.8	1.2
18		ニセアカシア群落	3	31.0	27.1	50.7	10.7
h	耕作地等	芝地	2	0.3	0.2	1.8	0.4
g		牧草地	2	19.8	17.3	26.1	5.5
c		放棄畑雑草群落	4	—	—	1.5	0.3
a		畑雑草群落	2	—	—	3.5	0.7
b		水田雑草群落	2	—	—	8.4	1.8
k	市街地等	市街地	1	0.9	0.8	22.0	4.7
i		緑の多い住宅地	2	0.7	0.6	9.1	1.9
k1		太陽光発電施設	1	—	—	9.6	2.0
w	開放水域	開放水域	9	0.2	0.1	16.8	3.5
—		合計	—	114.4	100.0	472.9	100.0

※ 表中の各数値は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。



凡例		
	対象事業実施区域	9. ススキ群落
	調査範囲(植生調査)	10. オオヨモギ群落
	1. トドマツミズナラ群落	11. オオアワダチソウ群落
	2. エソイタヤミズナラ群落	12. 河川敷砂地植生
	3. カツラ群落	13. ツルヨシ群落
	4. ヤナギ高木群落	14. ヨシ群落(代爾植生)
	5. ヤナギ二次林	15. トドマツ樹林
	6. ミズナラ群落(二次林)	16. カラマツ樹林
	7. ケヤマハンノキ群落(二次林)	17. ヤチダモ樹林
	8. ササ群落	18. ニセアカシア群落
		h. 芝地
		g. 牧草地
		c. 放棄雑草群落
		a. 知床草群落
		b. 水田雑草群落
		k. 市街地
		i. 緑の多い住宅地
		k1. 太陽光発電施設
		w. 開放水域

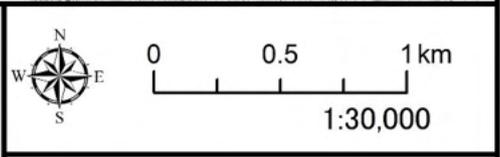
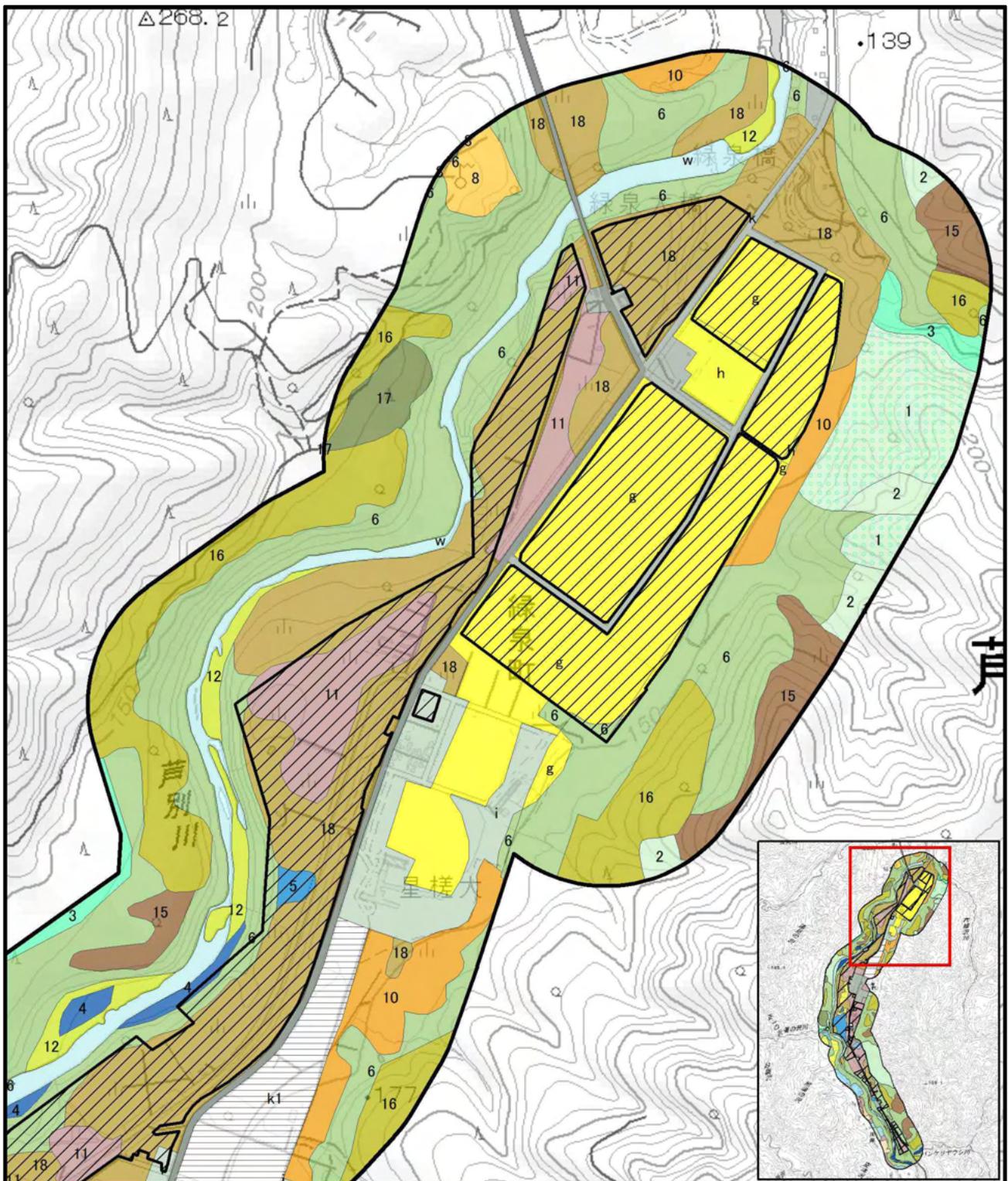


図 3.1-13 現存植生図



- 凡例
- | | | |
|-----------------|----------------|-------------|
| 対象事業実施区域 | 8. ササ群落 | h. 芝地 |
| 調査範囲(植生調査) | 10. オオヨモギ群落 | g. 牧草地 |
| 1. トドマツ-ミズナラ群落 | 11. オオアワダチソウ群落 | k. 市街地 |
| 2. エゾイタヤ-ミズナラ群落 | 12. 河川敷砂礫地植生 | i. 緑の多い住宅地 |
| 3. カツラ群落 | 15. トドマツ植林 | k1. 太陽光発電施設 |
| 4. ヤナギ高木群落 | 16. カラムツ植林 | w. 開放水域 |
| 5. ヤナギ二次林 | 17. ヤチダモ植林 | |
| 6. ミズナラ群落(二次林) | 18. ニセアカシア群落 | |

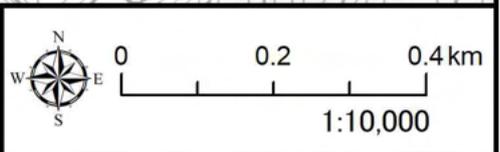
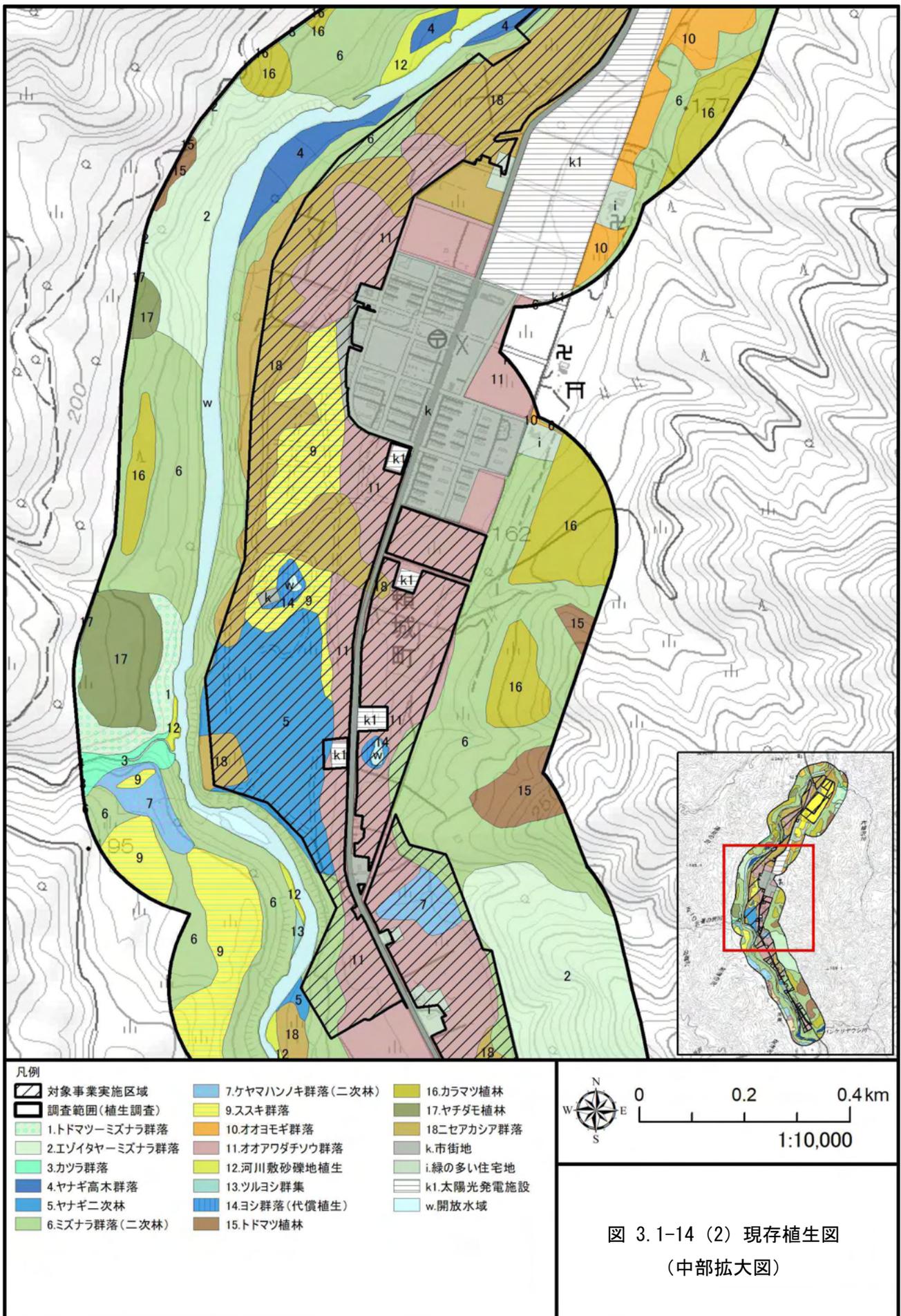
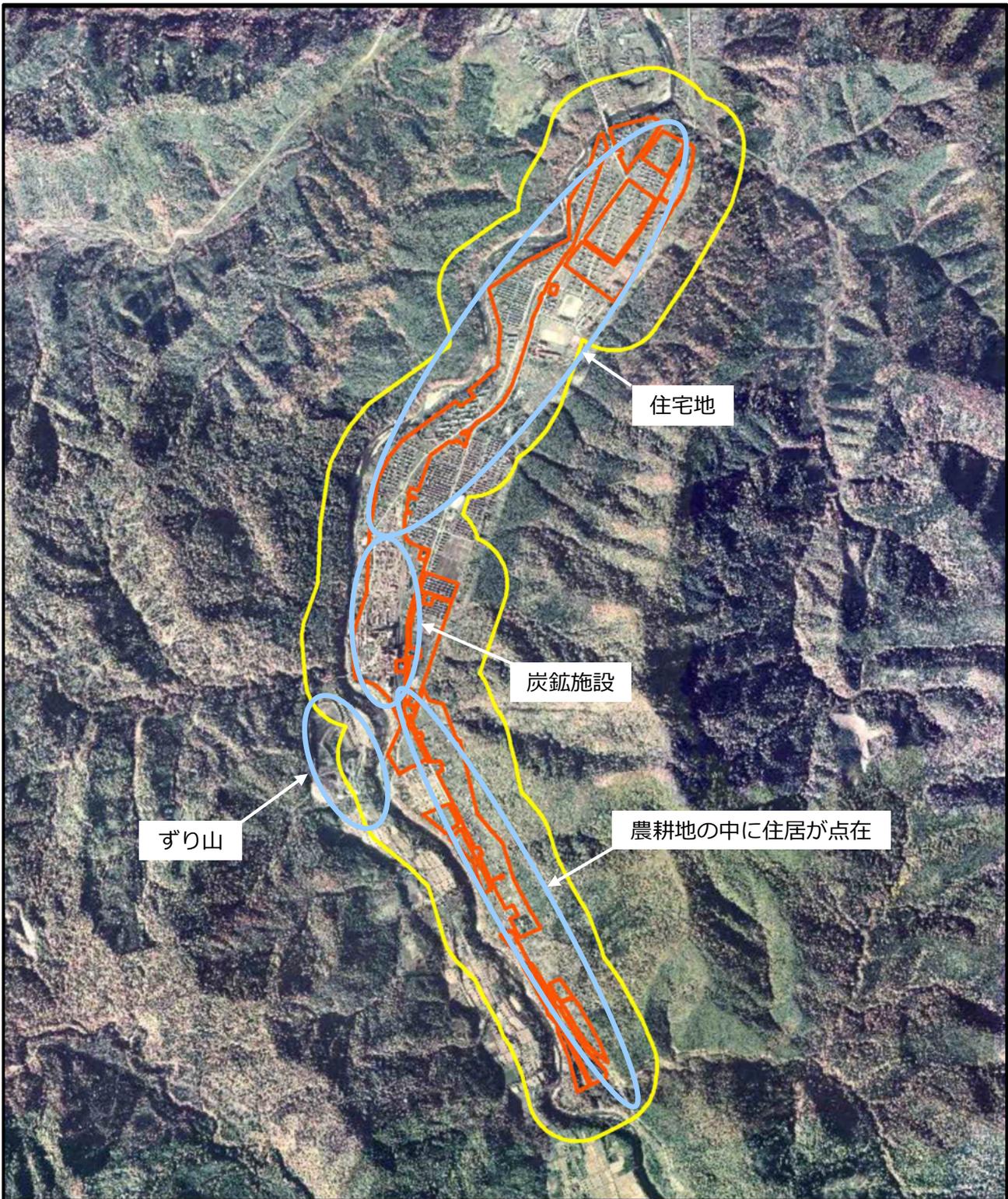


図 3.1-14 (1) 現存植生図
(北部拡大図)





凡例

- 対象事業実施区域
- 調査範囲(植生調査)

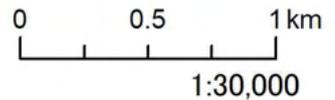
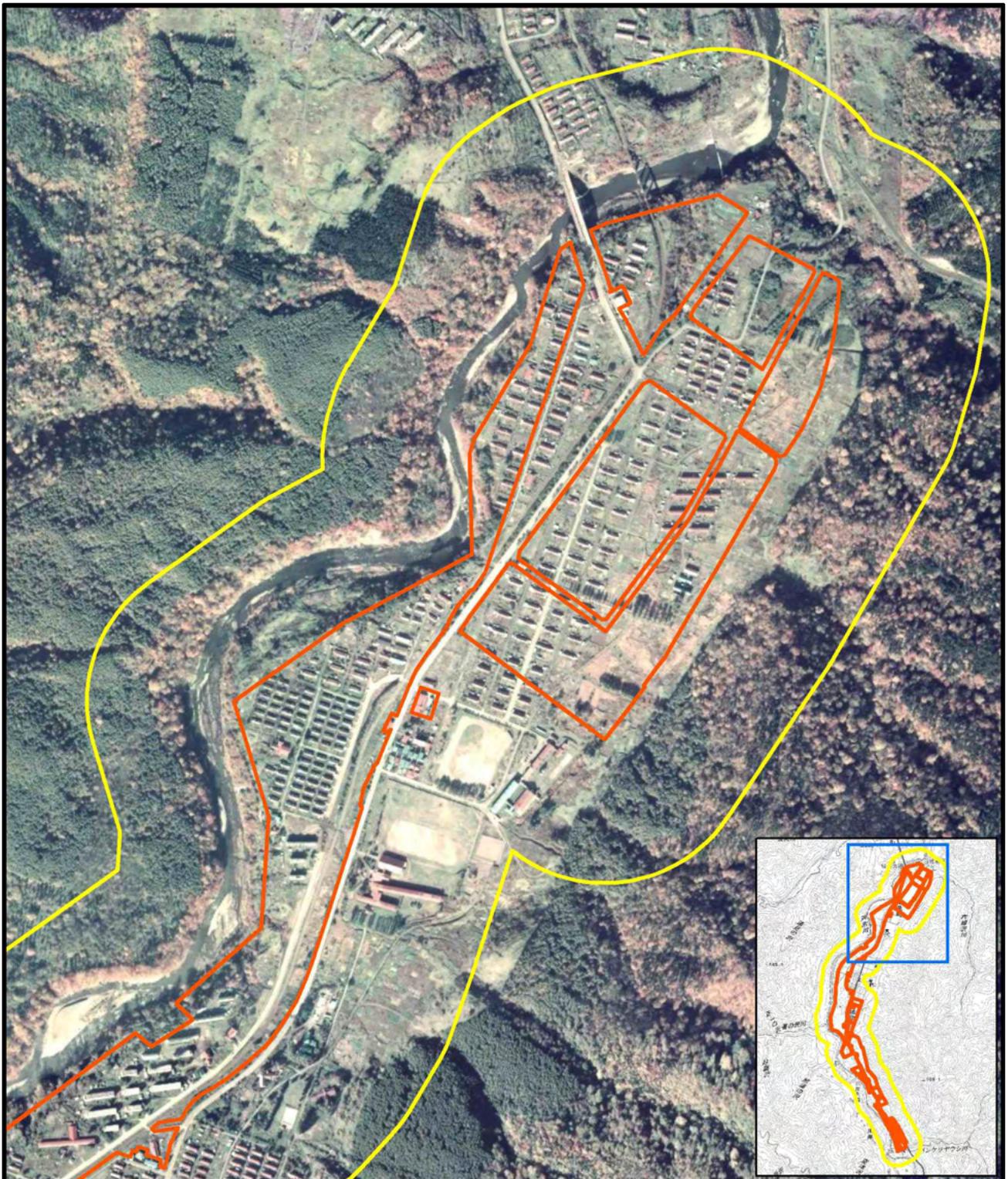


図 3.1-15 1970年代の航空写真



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査範囲(植生調査)

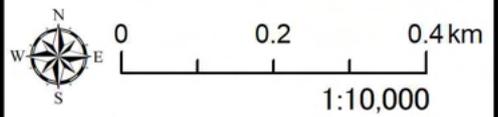
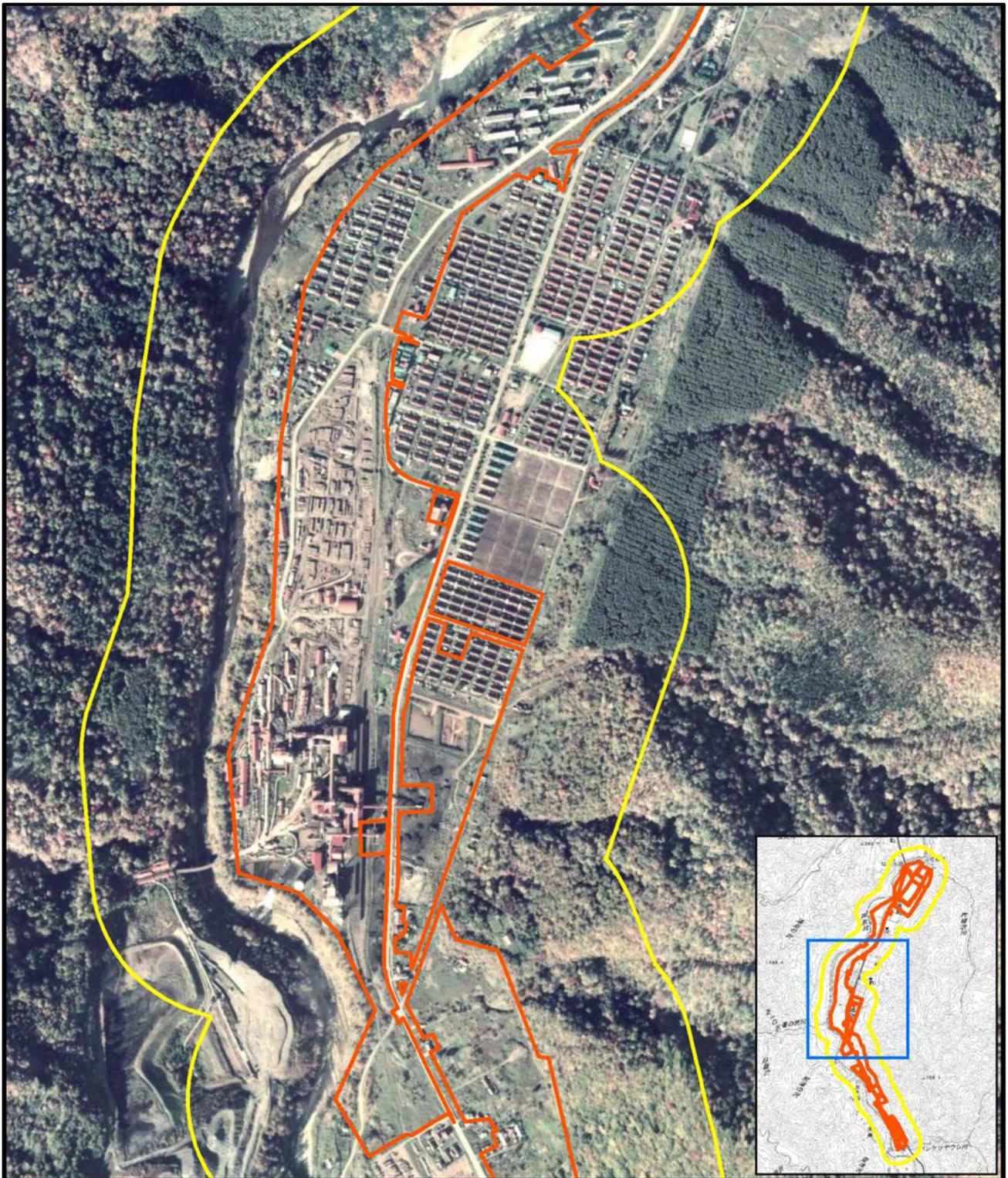


図 3.1-16 (1) 1970 年代の航空写真
(北部拡大図)



凡例

対象事業実施区域

調査範囲(植生調査)

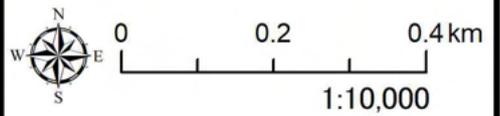
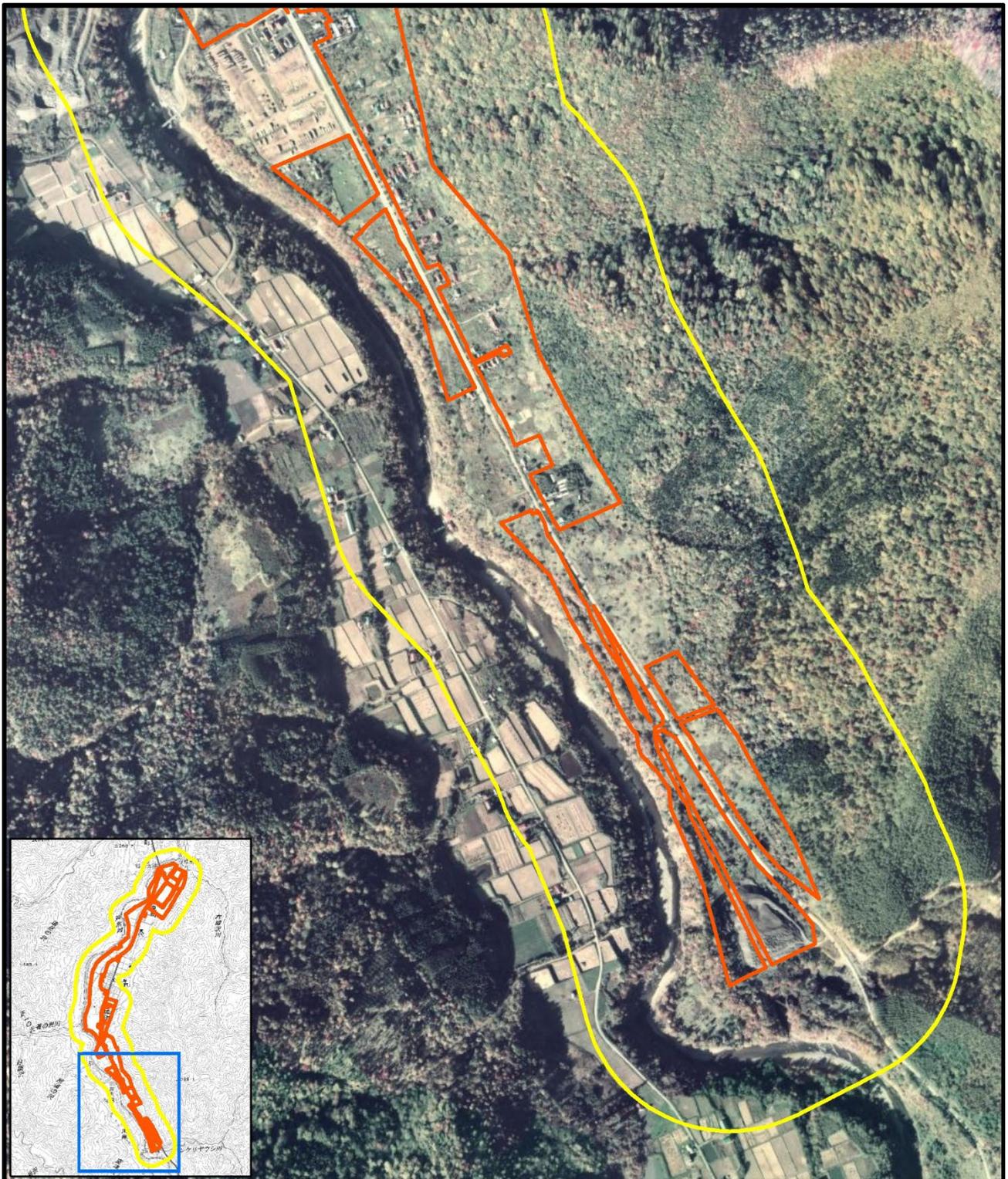


図 3.1-16 (2) 1970 年代の航空写真
(中部拡大図)



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査範囲(植生調査)

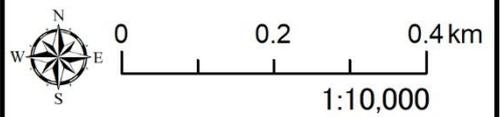
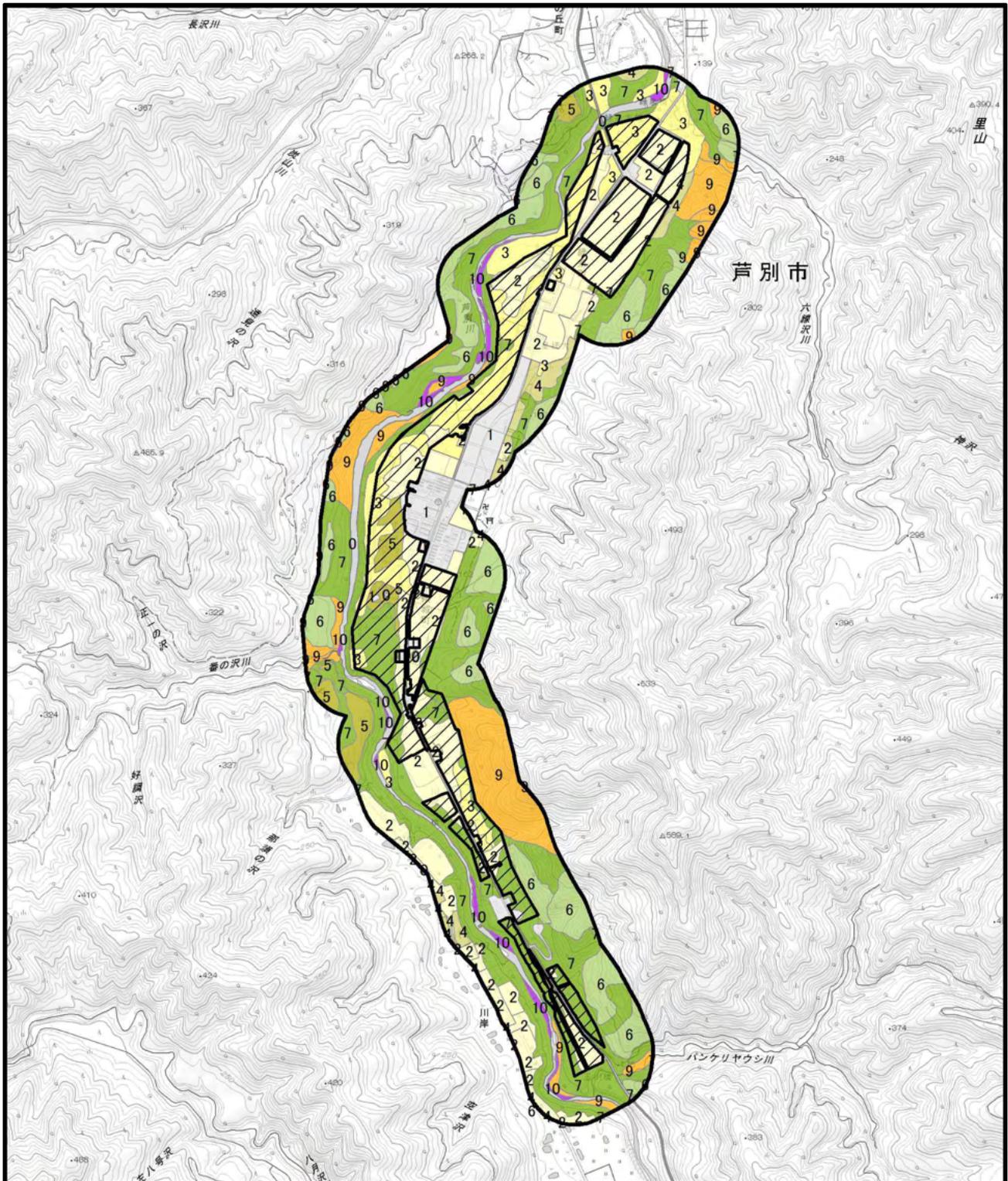


図 3.1-16 (3) 1970 年代の航空写真
(南部拡大図)



凡例	
	対象事業実施区域
	調査範囲(植生調査)
植生自然度	
	10
	9
	7
	6
	5
	4
	3
	2
	1

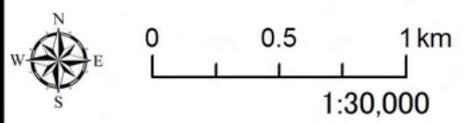
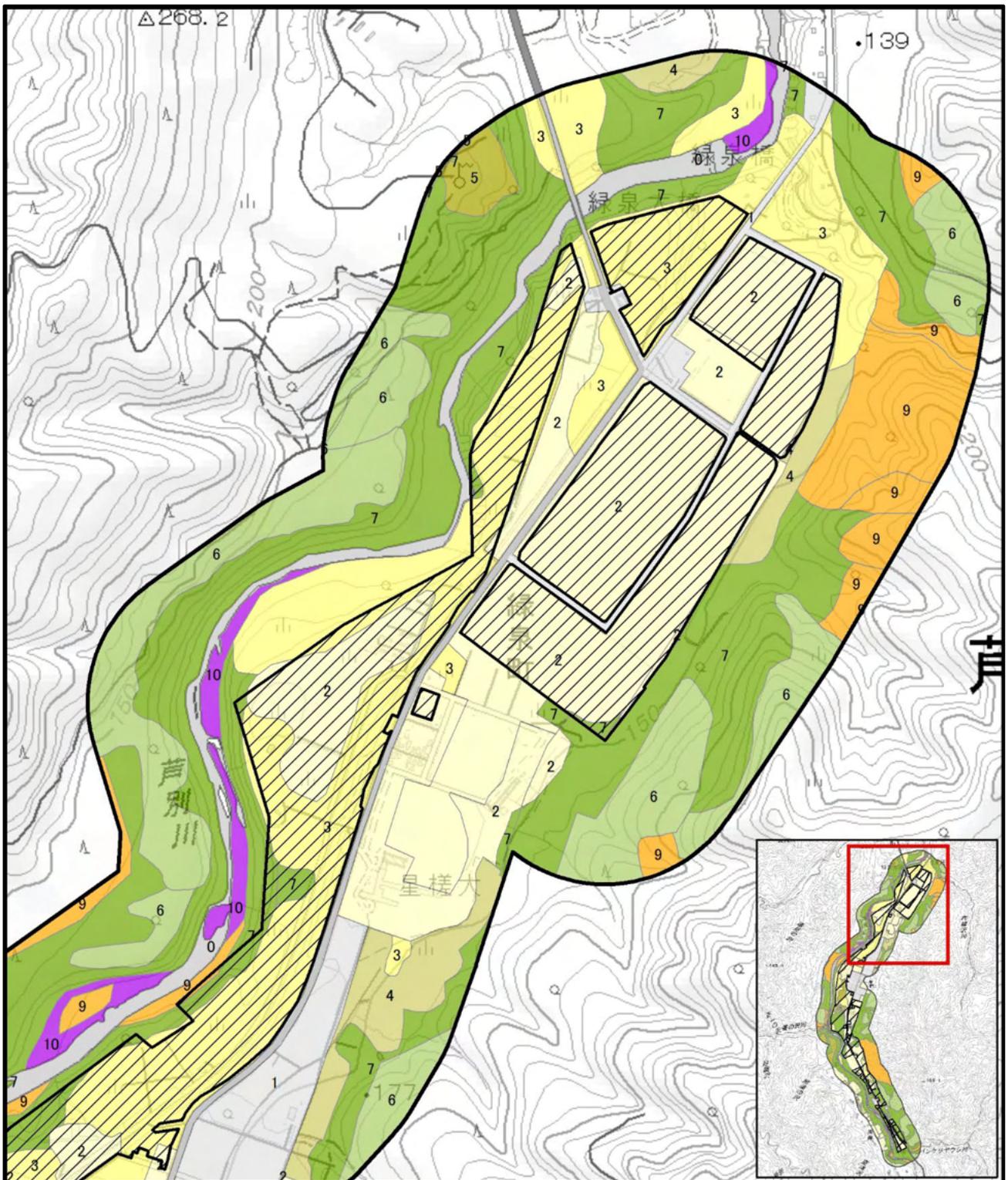


図 3.1-17 植生自然度図



- 凡例
-  対象事業実施区域
 -  調査範囲(植生調査)
- 植生自然度
-  10
 -  9
 -  7
 -  6
 -  5
 -  4
 -  3
 -  2
 -  1

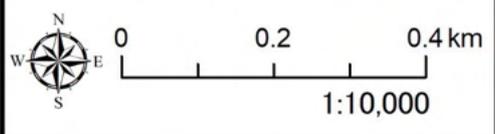
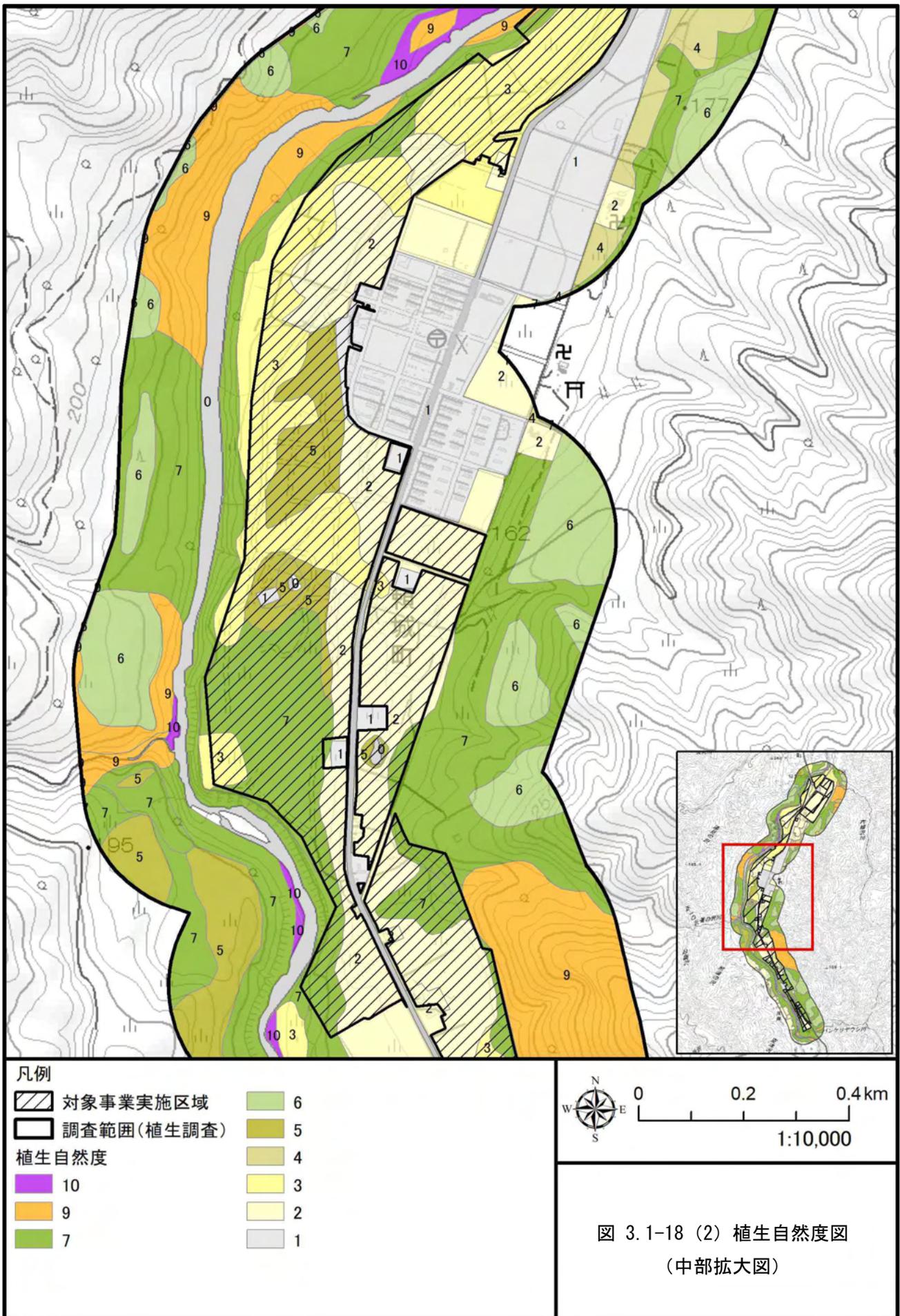
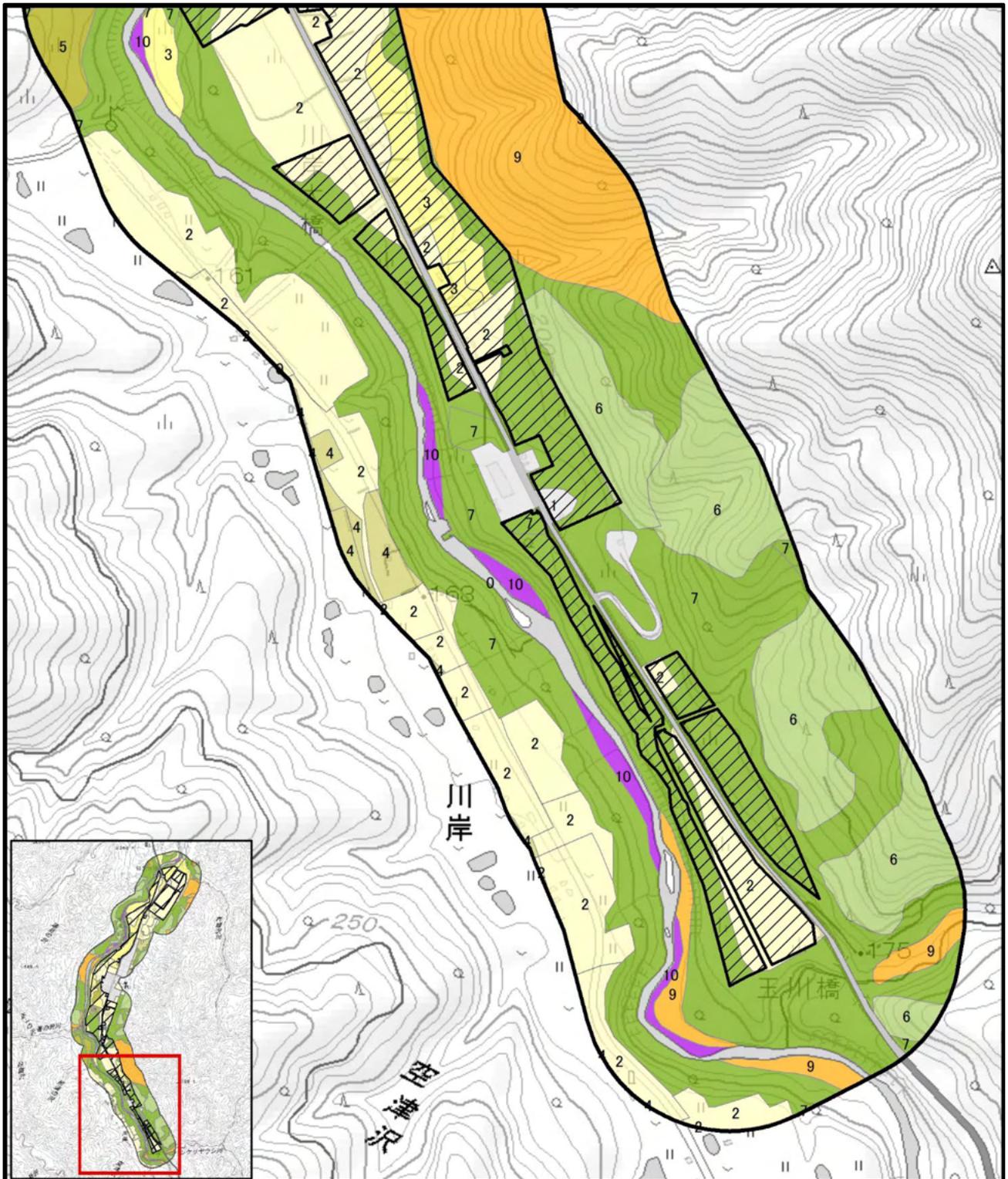


図 3.1-18 (1) 植生自然度図
(北部拡大図)





- 凡例
-  対象事業実施区域
 -  調査範囲(植生調査)
- 植生自然度
-  10
 -  9
 -  7

-  6
-  5
-  4
-  3
-  2
-  1

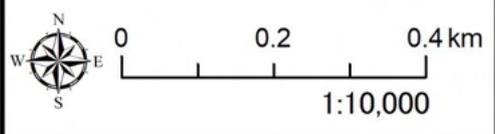


図 3.1-18 (3) 植生自然度図
(南部拡大図)

(c) 植物の重要な種及び重要な植物群落等

植物の重要な種及び重要な植物群落等の選定基準は、表 3.1-21 に示すとおりである。

これらの選定基準に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の植物の重要な種及び重要な植物群落等を選定した。

表 3.1-21 植物の重要な種及び重要な植物群落等の選定基準

選定基準		カテゴリー	
植物の重要な種	A	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号)	<ul style="list-style-type: none"> 国際希少野生動植物種 (国際) 国内希少野生動植物種 (国内) 特定第一種国内希少野生動植物種(特一) 特定第二種国内希少野生動植物種(特二)
	B	「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」(平成 25 年北海道条例第 9 号、最終改正令和 6 年条例第 89 号) の第 42 条に基づき指定された希少野生動植物種	<ul style="list-style-type: none"> 特定希少野生動植物 (特定) 指定希少野生動植物 (指定)
	C	「第 5 次レッドリスト (植物・菌類)」(2025 年、環境省)	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅 (EX) 野生絶滅 (EW) 絶滅危惧 IA 類 (CR) 絶滅危惧 IB 類 (EN) 絶滅危惧 II 類 (VU) 準絶滅危惧 (NT) 情報不足 (DD) 絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)
	D	「北海道の希少野生生物 北海道レッドデータブック 2001」(2001 年、北海道)	<ul style="list-style-type: none"> 絶滅種 (Ex) 野生絶滅種 (Ew) 絶滅危機種 (Cr) 絶滅危惧種 (En) 絶滅危急種 (Vu) 希少種 (R) 留意種 (N) 地域個体群 (Lp)
重要な植物群落等	E	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号)	<ul style="list-style-type: none"> 特別天然記念物 (特天) 天然記念物 (天)
		「北海道文化財保護条例」(昭和 30 年条例第 83 号、最終改正平成 21 年条例第 15 号)	<ul style="list-style-type: none"> 天然記念物 (北天)
		「芦別市文化財保護条例」(昭和 37 年条例第 9 号、最終改正平成 21 年条例第 14 号)	<ul style="list-style-type: none"> 天然記念物 (芦天)
	F	「植物群落レッドデータブック」(1996 年、我が国における保護上重要な植物種及び群落研究委員会)	<ul style="list-style-type: none"> 植物群落
	G	「第 2 回自然環境保全基礎調査特定植物群落報告書 (北海道版)」(1980 年、環境庁)	<ul style="list-style-type: none"> 特定植物群落
		「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書 (北海道版)」(1988 年、環境庁)	
「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(2000 年、環境庁)			
H	「現存植生図 2024 凡例に対する植生自然度の付与について」(2025 年、環境省)	<ul style="list-style-type: none"> 植生自然度 10(10) 植生自然度 9(9) 	
巨樹・巨木林等	E (再掲)	「芦別市文化財保護条例」(昭和 37 年条例第 9 号、最終改正平成 21 年条例第 14 号)	<ul style="list-style-type: none"> 天然記念物 (芦天)
	I	「第 4 回自然環境保全基礎調査 日本の巨樹・巨木林 北海道・東北版」(1991 年、環境庁)	<ul style="list-style-type: none"> 巨樹・巨木林
	J	「北海道自然環境等保全条例」(昭和 48 年条例 64 号、最終改正令和 6 年条例第 85 号)	<ul style="list-style-type: none"> 環境緑地保護地区 自然景観保護地区 学術自然保護地区 記念保護樹木

ア. 植物の重要な種

選定基準に基づき選定した植物の重要な種は、表 3.1-22 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲において、重要な植物として 200 種を確認した。

表 3.1-22 植物の重要な種

No.	科名	種名	選定基準 ^注				
			A	B	C	D	
1	ヒカゲノカズラ科	チシマヒカゲノカズラ			EN	R	
2		コスギラン				R	
3	イワヒバ科	コケスギラン				R	
4	トクサ科	チシマヒメドクサ			CR	R	
5	ミズワラビ科	リシリシノブ			NT		
6	チャセンシダ科	イチョウシダ			NT	R	
7		チャセンシダ				R	
8		アオチャセンシダ				R	
9	メシダ科	トガクシデンダ				R	
10		ミヤマイワデンダ			NT	R	
11	ヒノキ科	ミヤマビャクシン				Vu	
12		リシリビャクシン			VU	En	
13	ニレ科	エゾエノキ				R	
14	タデ科	ヒメイワタデ			VU		
15		ヒメタデ			DD		
16		ノダイオウ			VU		
17	スベリヒユ科	ヌマハコベ			VU		
18	ナデシコ科	カトウハコベ			VU	Vu	
19		エンピセンノウ		指定	VU	Cr	
20		エゾタカネツメクサ			CR	Cr	
21		タチハコベ			VU		
22		エゾマンテマ			VU	Vu	
23		オオイワツメクサ			CR	R	
24		キンボウゲ科	キタミフクジュソウ				Vu
25			フクジュソウ				Vu
26	フタマタイチゲ				NT	R	
27	キリギシソウ		特一		CR	Cr	
28	クロバナハンショウヅル				VU	R	
29	ツクモグサ				EN	Cr	
30	アボイカラマツ				VU	R	
31	チャボカラマツ			VU			
32	シラネアオイ科	シラネアオイ				Vu	
33	スイレン科	ネムロコウホネ			VU	Vu	
34		オゼコウホネ			VU	R	
35	マツモ科	マツモ				R	
36	ウマノスズクサ科	オクエゾサイシン				R	
37	ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	R	
38		ベニバナヤマシャクヤク			VU	En	
39	オトギリソウ科	マシケオトギリ				R	
40		エゾオトギリ			VU		
41	アブラナ科	エゾノジャニンジン			EN		
42		モイワナズナ			EN	Vu	
43		タカネグンバイ			EN	Vu	
44	ユキノシタ科	エゾノチャルメルソウ				R	
45		マルバチャルメルソウ			VU	R	
46		トカチスグリ			VU		
47		クモマユキノシタ			EN		
48	バラ科	ハゴロモグサ			NT	R	
49		クロミサンザシ			EN	Cr	

No.	科名	種名	選定基準 ^注			
			A	B	C	D
50	バラ科	エゾサンザシ			DD	
51		チョウノスケソウ				R
52		キンロバイ			VU	R
53		ユウバリキンバイ			EN	R
54		ウラジロキンバイ			VU	
55		チシマイチゴ			CR	R
56		リシリトウウチソウ			NT	
57		エゾシモツケ			VU	
58	マメ科	ムラサキモメンヅル				R
59		モメンヅル				R
60		チシマゲンゲ				R
61		イワオウギ				R
62	トウダイグサ科	マルミノウルシ			NT	Vu
63	カエデ科	クロビイタヤ			VU	
64	クロウメモドキ科	ミヤマハンモドキ			EN	R
65	ジンチョウゲ科	チョウセンナニワズ			VU	
66	スマレ科	タカネスマレ			NT	
67		オオバタチツボスマレ			NT	
68		アポイタチツボスマレ			EN	
69	ウリ科	ゴキヅル				R
70	ミソハギ科	ミズスギナ			CR	
71	セリ科	ホソバノヨロイグサ				R
72		ホソバトウキ			VU	
73		エゾノハクサンボウフウ			CR	
74	イワウメ科	イワカガミ				R
75	イチヤクソウ科	カラフトイチヤクソウ			VU	R
76	ツツジ科	チシマツガザクラ			VU	
77		ヤチツツジ			EN	
78		エゾムラサキツツジ			VU	
79	サクラソウ科	トチナイソウ			EN	R
80		エゾノサクラソウモドキ				R
81		サクラソウモドキ			EN	R
82		エゾコザクラ				R
83		クリンソウ				Vu
84		エゾオオサクラソウ				R
85		ユキワリソウ				Vu
86		レブンコザクラ			VU	R
87		サクラソウ			NT	Vu
88		ソラチコザクラ			VU	Vu
89	リンドウ科	リシリリンドウ			VU	En
90		ホロムイリンドウ				R
91		ユウバリリンドウ			EN	Vu
92		ホソバツルリンドウ			VU	
93	キョウチクトウ科	チョウジソウ			NT	Vu
94	ガガイモ科	フナバラソウ			NT	R
95		エゾノクサタチバナ			CR	Vu
96	アカネ科	エゾキヌタソウ			VU	
97		エゾムグラ			VU	R
98	ハナシノブ科	カラフトハナシノブ			EN	Vu
99		エゾハナシノブ			VU	R
100		ミヤマハナシノブ			VU	R
101	ムラサキ科	エゾルリムラサキ			CR	Cr
102		エゾルリソウ			CR	
103	シソ科	テイネニガクサ			NT	R
104		エゾニガクサ			EN	
105	ゴマノハグサ科	キバナシオガマ			EN	Vu

No.	科名	種名	選定基準 ^注			
			A	B	C	D
106	ハマウツボ科	オニク				R
107		キヨスミウツボ				R
108	タヌキモ科	ムシトリスミレ				R
109		タヌキモ			NT	R
110		ホザキノミミカキグサ				R
111		ヒメタヌキモ			NT	Vu
112		ヤチコタヌキモ			VU	R
113		ムラサキミミカキグサ			NT	Vu
114	スイカズラ科	エゾヒョウタンボク			VU	
115		チシマヒョウタンボク			VU	
116		ベニバナヒョウタンボク			VU	
117	キキョウ科	シラトリシャジン			VU	R
118		ハクサンシャジン				R
119		ホタルブクロ				R
120		バアソブ			VU	
121		キキョウ			NT	Vu
122	キク科	ホソバエゾノコギリ			EN	En
123		エゾノチチコグサ			CR	Cr
124		オオウサギギク			EN	Cr
125		イワヨモギ			VU	
126		コモチミミコウモリ			NT	
127		フタマタタンポポ			CR	
128		アポイアズマギク			EN	Vu
129		オオヒラウスユキソウ		指定	VU	Cr
130		ホソバコウゾリナ				R
131		ヒメヒゴタイ			VU	
132		ウスユキトウヒレン			EN	
133		クモマタンポポ			EN	R
134		オナモミ			VU	
135		オモダカ科	アギナシ			NT
136	ヒルムシロ科	ホソバヒルムシロ			VU	
137		コバノヒルムシロ			VU	
138		イトモ			NT	
139	ユリ科	カタクリ				N
140		クロユリ				R
141		キンコウカ				En
142	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	Vu
143	アヤメ科	カキツバタ			NT	
144	イグサ科	ホロムイコウガイ			EN	Vu
145		タカネイ			NT	R
146	ホシクサ科	ネムロホシクサ				En
147	イネ科	ユウバリカニツリ			EN	R
148		ヤマオオウシノケグサ			EN	Vu
149		タカネソモソモ			VU	
150		エゾコウボウ		指定	EN	Vu
151		エゾヤマコウボウ				R
152		キタササガヤ				R
153		ナンブソモソモ			EN	
154		フォーリーガヤ			EN	
155		ホソバドジョウツナギ			EN	
156		ハイドジョウツナギ				R
157	サトイモ科	ヒメカイウ			NT	
158	ウキクサ科	ヒンジモ			EN	En
159	ミクリ科	ミクリ			NT	R
160		タマミクリ			NT	
161		ヒメミクリ			VU	R

No.	科名	種名	選定基準 ^注			
			A	B	C	D
162	カヤツリグサ科	カヤツリスゲ			EN	R
163		ジョウロウスゲ			VU	R
164		ヤマテキリスゲ				R
165		ハタベスゲ			EN	
166		イトナルコスゲ			VU	Vu
167		ヤガミスゲ				R
168		オニアゼスゲ				R
169		エゾサワスゲ			NT	
170		ホロムイクグ			VU	Vu
171		タカネハリスゲ			NT	
172		タカネマスクサ				R
173		イトヒキスゲ			VU	
174		カラフトイワスゲ			EN	En
175		ミヤケスゲ			VU	R
176		オノエスゲ			VU	
177		エゾハリスゲ			EN	
178		チシママツバイ			VU	
179		シロミノハリイ			VU	Vu
180		ヒメワタスゲ			NT	
181		ヒメホタルイ				R
182		ラン科	キンセイラン			VU
183	サルメンエビネ				VU	En
184	クゲヌマラン				VU	
185	ホテイアツモリ		特一		CR	Cr
186	アツモリソウ		特一		VU	Cr
187	キバナノアツモリソウ			特定・指定	VU	Cr
188	サワラン					Vu
189	コイチョウラン					En
190	カキラン					Vu
191	ツリシュスラン					Vu
192	ミズトンボ				NT	R
193	フタバラン					R
194	ミヤマフタバラン					R
195	アリドオシラン					R
196	タカネトンボ				VU	
197	シロウマチドリ				VU	Vu
198	ミヤマチドリ					R
199	トキシソウ				NT	Vu
200	ヒロハトンボソウ				VU	
計	60 科		200 種	3 種	4 種	145 種

※ 種の分類、配列は原則として「植物目録」(1994年、環境庁)に準拠した。

注 選定基準は、表 3.1-21 に対応する。

イ. 重要な植物群落等

選定基準に基づき選定した重要な植物群落は、表 3.1-23、図 3.1-19 及び図 3.1-20 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲において、重要な植物群落として6群落を確認した。このうち、ヤナギ高木群落は、対象事業実施区域内で確認されているが、谷底の川沿いにみられるもので、太陽光パネル設置個所などの改変区域には含まれない計画である。

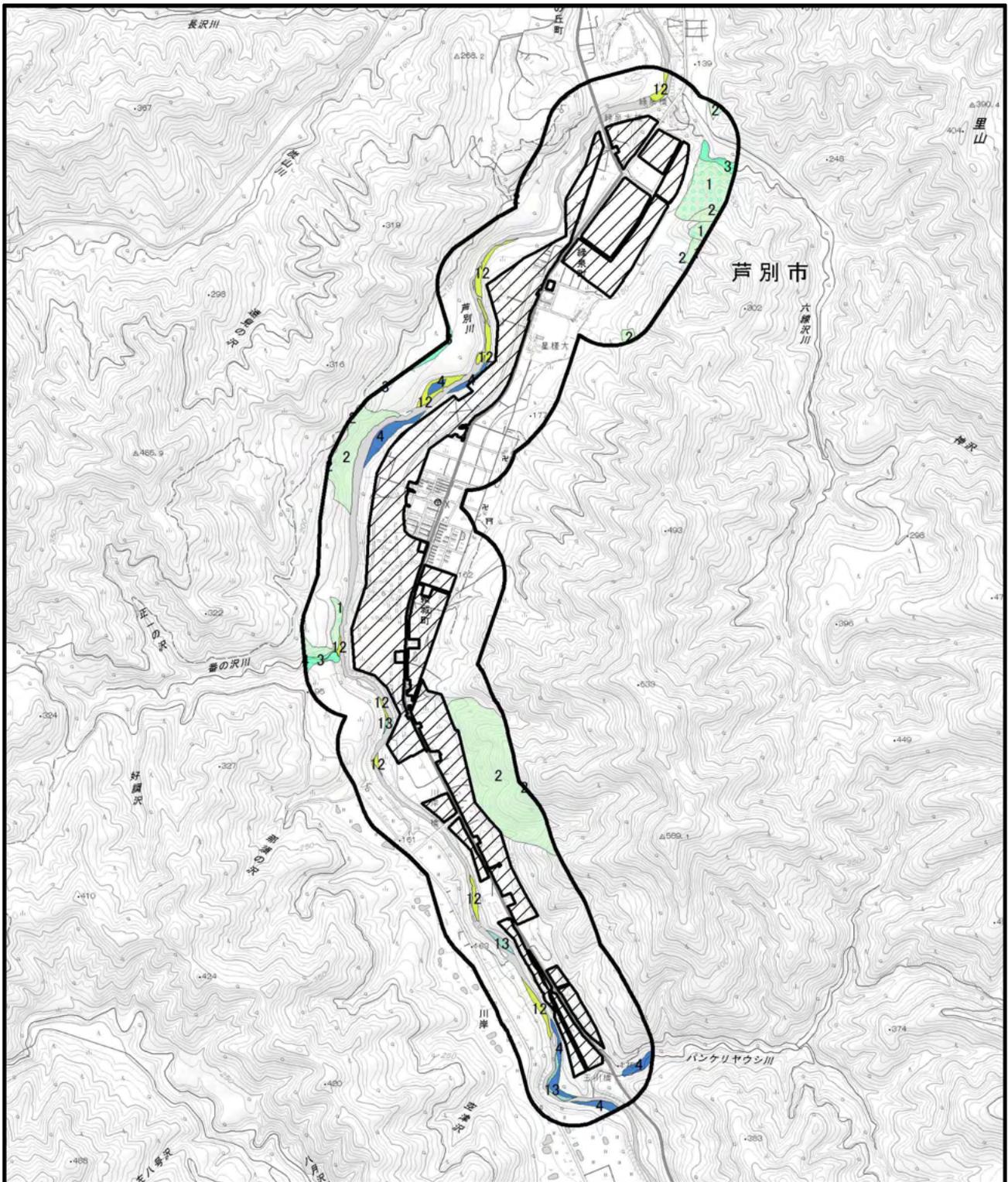
表 3.1-23 重要な植物群落

名称	確認面積 (ha)		選定基準 ^注
	対象事業 実施区域内	調査範囲内	H
トドマツーミズナラ群落	—	8.3	9
エゾイタヤーミズナラ群落	—	27.6	9
カツラ群落	—	2.5	9
ヤナギ高木群落	0.1	4.9	9
河川敷砂礫地植生	—	4.5	10
ツルヨシ群集	—	0.9	10

注 選定基準は、表 3.1-21 に対応する。

ウ. 巨樹・巨木林等

対象事業実施区域及びその周囲に巨樹・巨木林は存在しない。なお、選定基準は、表 3.1-21 に示すとおりである。



凡例

-  対象事業実施区域
-  調査範囲(植生調査)

- 重要な植物群落
-  1.トドマツーミズナラ群落
 -  2.エゾイタヤーミズナラ群落
 -  3.カツラ群落
 -  4.ヤナギ高木群落
 -  12.河川敷砂礫地植生
 -  13.ツルヨシ群集

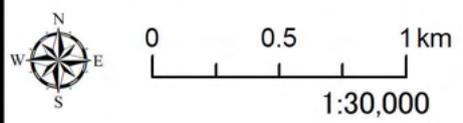
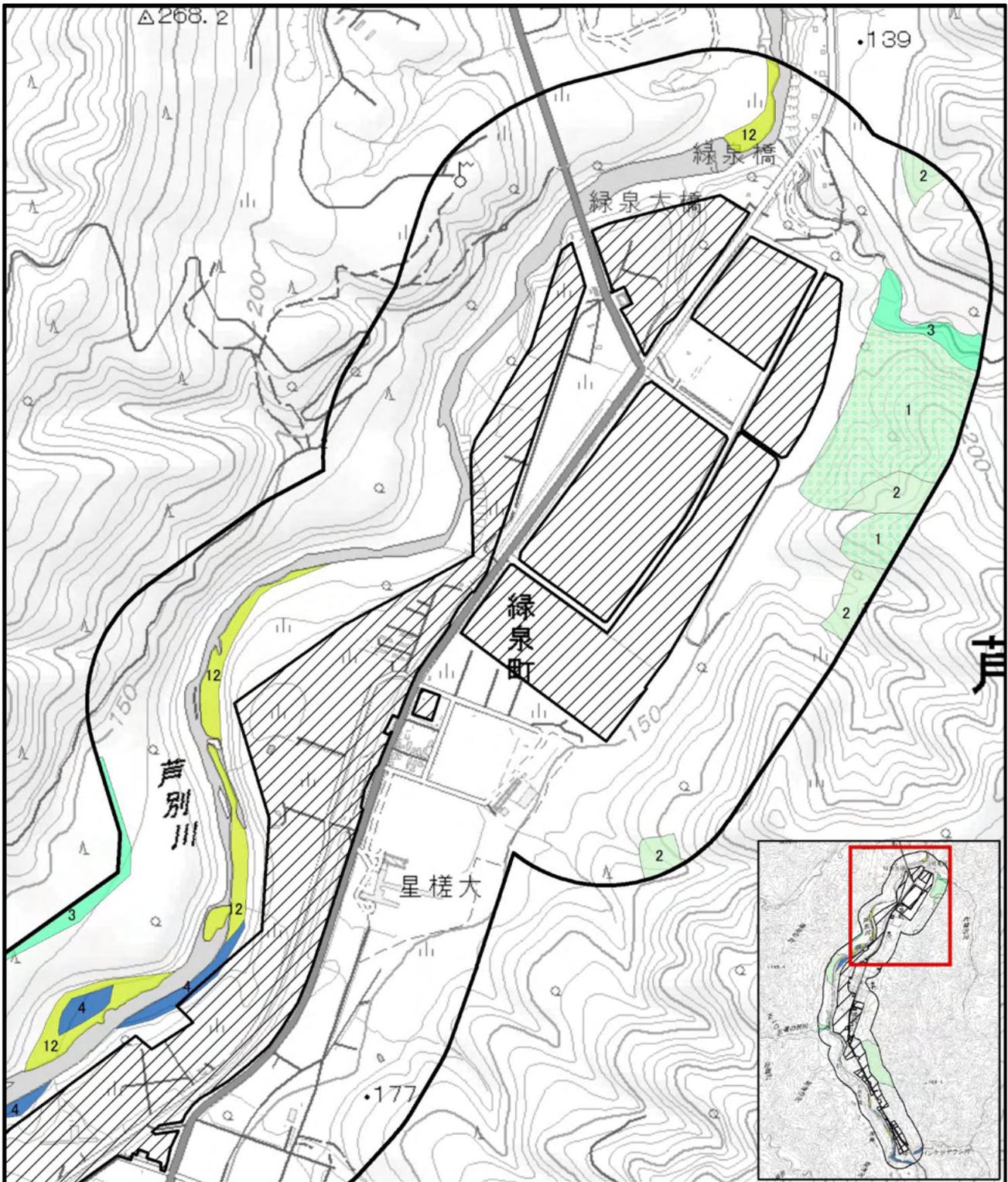


図 3.1-19 重要な植物群落



- 凡例
- | | |
|------------|----------------|
| 対象事業実施区域 | 重要な植物群落 |
| 調査範囲(植生調査) | 1.トドマツ-ミズナラ群落 |
| | 2.エゾイタヤ-ミズナラ群落 |
| | 3.カツラ群落 |
| | 4.ヤナギ高木群落 |
| | 12.河川敷砂礫地植生 |

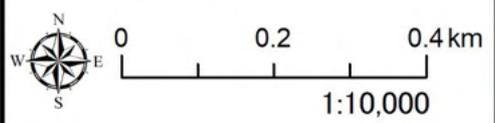
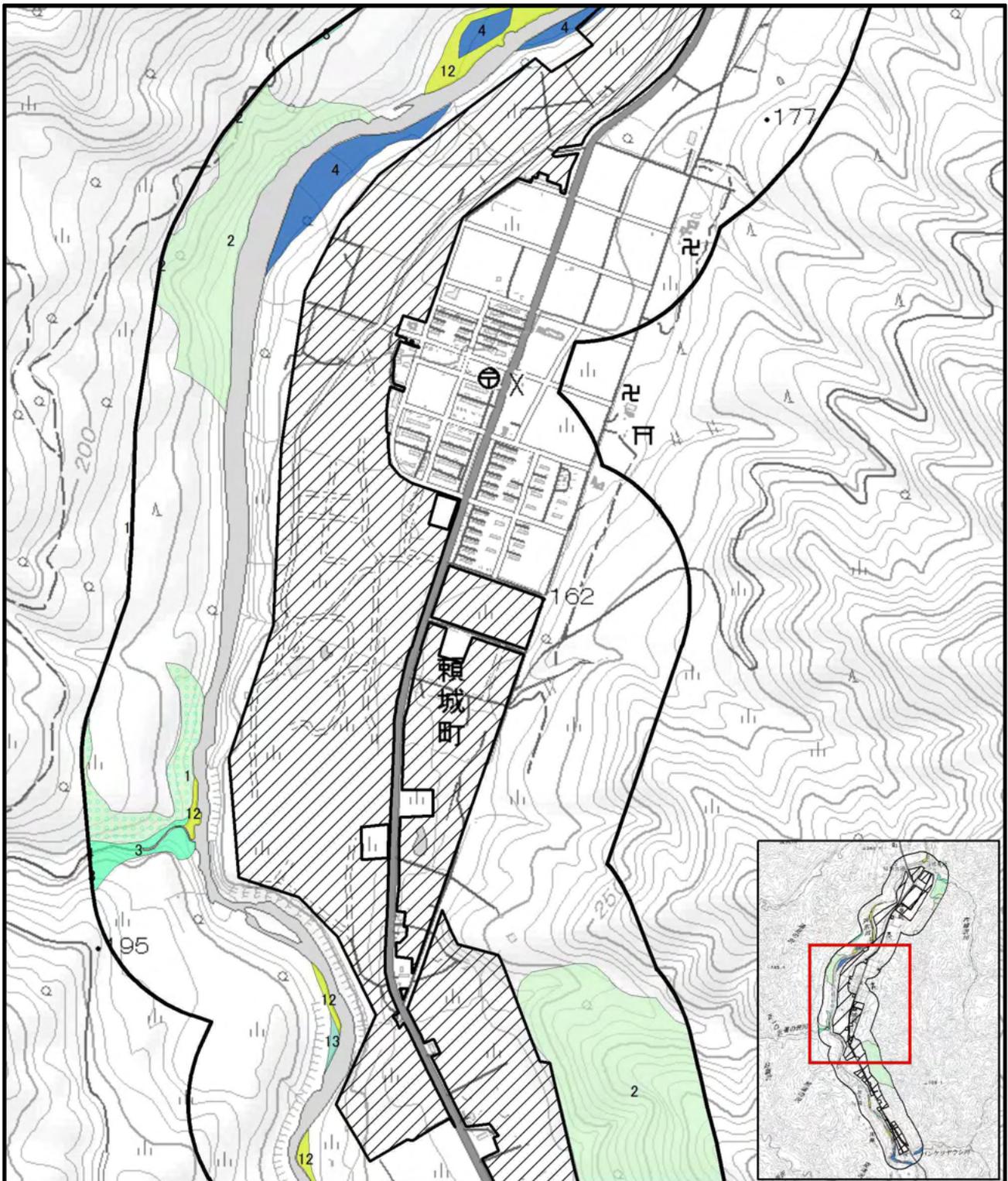


図 3.1-20 (1) 重要な植物群落
(北部拡大図)



凡例

 対象事業実施区域

 調査範囲(植生調査)

重要な植物群落

 1.トドマツミズナラ群落

 2.エゾイタヤミズナラ群落

 3.カツラ群落

 4.ヤナギ高木群落

 12.河川敷砂礫地植生

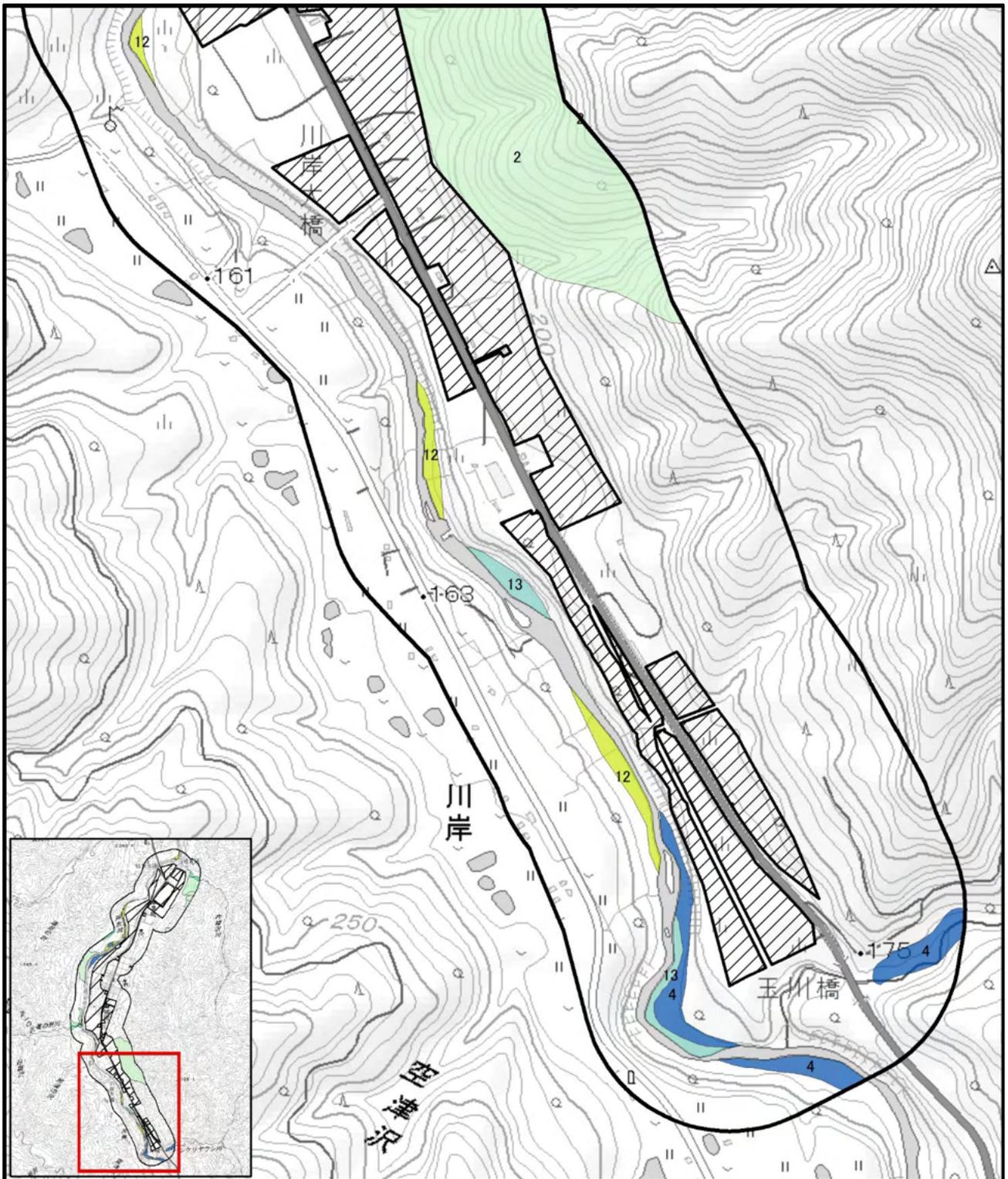
 13.ツルヨシ群集



0 0.2 0.4 km

1:10,000

図 3.1-20 (2) 重要な植物群落
(中部拡大図)



- 凡例
- | | |
|--|---------------|
|  対象事業実施区域 | 重要な植物群落 |
|  調査範囲(植生調査) | 2.エゾイタヤミズナラ群落 |
| | 4.ヤナギ高木群落 |
| | 12.河川敷砂礫地植生 |
| | 13.ツルヨシ群集 |

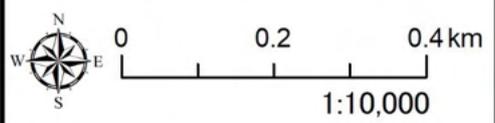


図 3.1-20 (3) 重要な植物群落
(南部拡大図)

(3) 生態系の状況

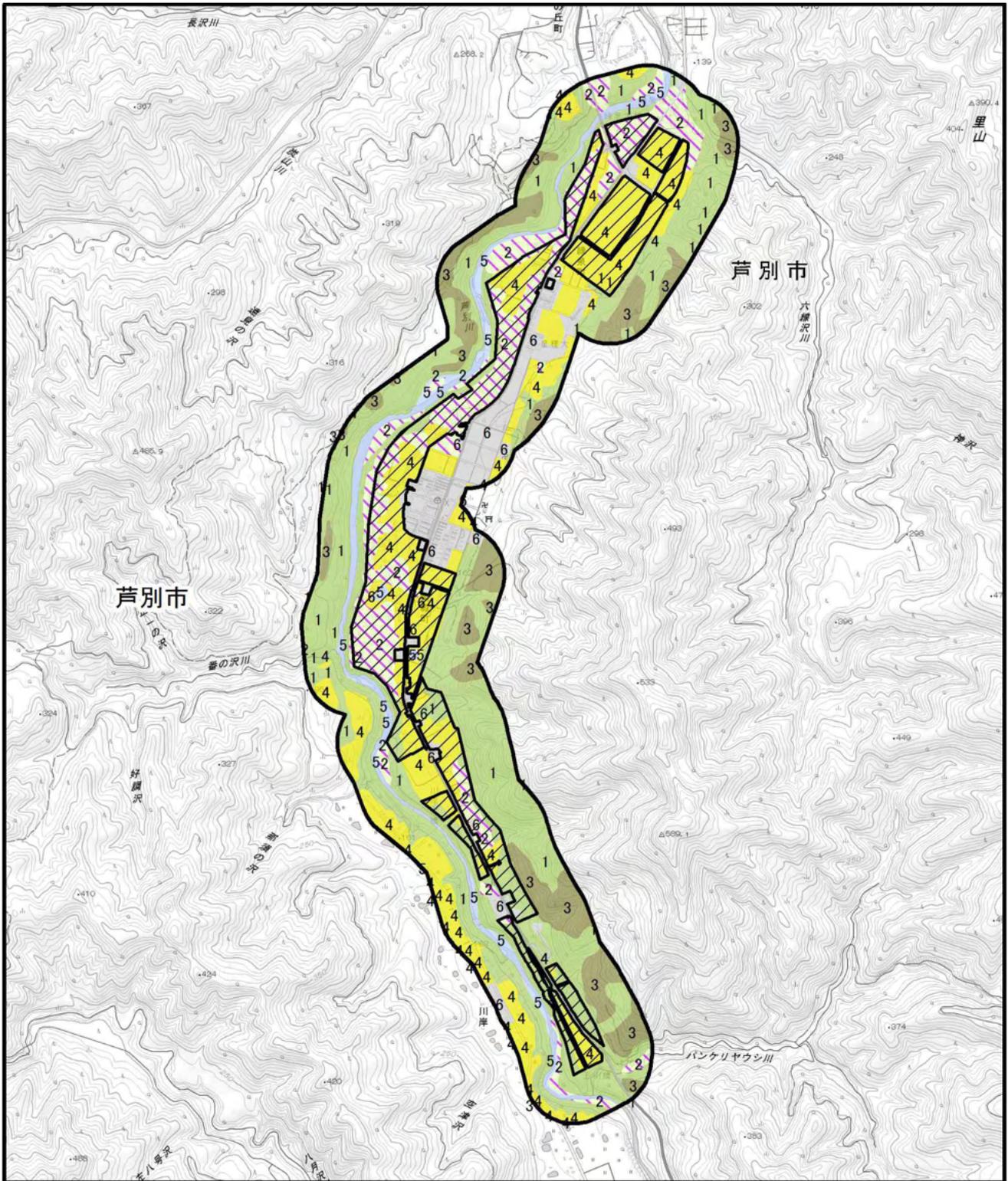
(a) 対象事業実施区域及びその周囲の自然環境の概況及び環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、図 3.1-13 の現存植生図を踏まえ、表 3.1-24 に示す環境類型に区分した。これを基に作成した環境類型区分図は図 3.1-21 に示すとおりである。

対象事業実施区域内は主に「草地・農耕地」、「平地落葉広葉樹林」によって構成されており、その他、「山地落葉広葉樹林・混交林」、「市街地等」、「水域・湿地等」も一部で見られる。また、対象事業実施区域周辺のうち、谷底平野には「市街地等」、「草地・農耕地」の分布が多く、山地斜面には、「山地落葉広葉樹林・混交林」が広く分布する。

表 3.1-24 環境類型区分一覧

番号	環境類型区分	植生
1	山地落葉広葉樹林・混交林	トドマツミズナラ群落 エゾイタヤミズナラ群落 カツラ群落 ミズナラ群落（二次林） ケヤマハンノキ群落（二次林） ヤチダモ植林
2	平地落葉広葉樹林	ヤナギ高木群落 ヤナギ二次林 ニセアカシア群落
3	針葉樹植林	トドマツ植林 カラマツ植林
4	草地・農耕地	ササ群落 ススキ群落 オオヨモギ群落 オオアワダチソウ群落 放棄畑雑草群落 芝地 牧草地 畑雑草群落 水田雑草群落
5	水域・湿地	河川敷砂礫地植生 ツルヨシ群集 ヨシ群落（代償植生） 開放水域
6	市街地等	市街地 緑の多い住宅地 太陽光発電施設



凡例

-  対象事業実施区域
-  調査範囲(植生調査)

環境類型区分

-  1.山地落葉広葉樹林・混交林
-  2.平地落葉広葉樹林
-  3.針葉樹植林
-  4.草地・農耕地
-  5.水域・湿地
-  6.市街地等



0 0.5 1km

1:30,000

図 3.1-21 環境類型区分図

(b) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場の選定基準は、表 3.1-25 に示すとおりである。

これらの選定基準に基づき、対象事業実施区域及びその周囲の重要な自然環境のまとまりの場を選定した。

表 3.1-25 重要な自然環境のまとまりの場の選定基準

選定基準		カテゴリー
A	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別天然記念物(特天) ・天然記念物(天) ・天然保護区域(天区)
	「北海道文化財保護条例」(昭和 30 年条例第 83 号、最終改正平成 21 年条例第 15 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物(北天)
	「芦別市文化財保護条例」(昭和 37 年条例第 9 号、最終改正平成 21 年条例第 14 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・天然記念物(芦天)
B	「自然公園法」(昭和 32 年法律第 161 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園(国立) ・国定公園(国定)
	「北海道立自然公園条例」(昭和 33 年条例第 36 号、最終改正令和 6 年条例第 85 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・道立自然公園(道立)
C	「自然環境保全法」(昭和 47 年法律第 85 号、最終改正令和 4 年法律第 68 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・原生自然環境保全地域(原生) ・自然環境保全地域(自然) ・道自然環境保全地域(道自)
	「北海道自然環境等保全条例」(昭和 48 年北海道条例第 64 号、最終改正令和 6 年条例第 85 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境緑地保護地区(環) ・自然景観保護地区(自) ・学術自然保護地区(学) ・記念保護樹木(記)
D	「令和 7 年度鳥獣保護区等位置図」(2025 年度、北海道) ※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号、最終改正令和 7 年法律第 28 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区(鳥) ・鳥獣保護区特別保護地区(特鳥)
E	「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会 HP、 https://www.wbsj.org/nature/hogo/others/iba/index.html)、2026 年 2 月確認	<ul style="list-style-type: none"> ・重要野鳥生息地(IBA)
F	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、 http://kba.conservation.or.jp/about.html)、2026 年 2 月確認	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)
G	「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」(環境省自然環境局生物多様性センター、平成 28 年環生多発 1603312 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然植生(植生自然度 9・10) (9)(10)
H	「森林法」(昭和 26 年法律第 249 号、最終改正令和 7 年法律 48 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林

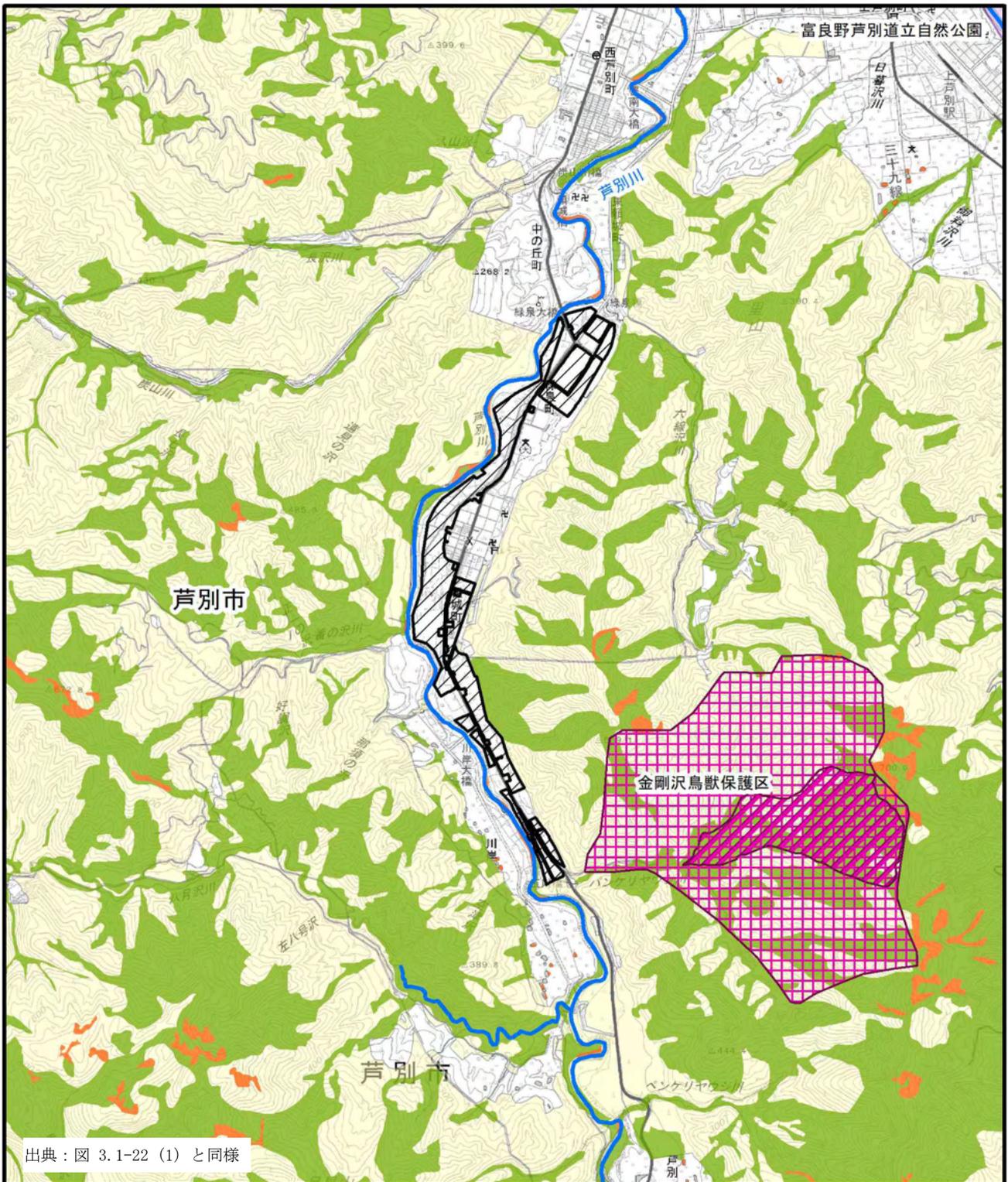
重要な自然環境のまとまりの場の一覧は表 3.1-26 に、重要な自然環境のまとまりの場の分布状況は図 3.1-22 に示すとおりである。

対象事業実施区域周辺には、重要な自然環境のまとまりの場として、自然公園、鳥獣保護区、KBA 候補、自然植生（植生自然度 9・10）、保安林がみられ、このうち、植生自然度 9 の植生については、対象事業実施区域内にもわずかな面積であるが、分布している。

表 3.1-26 重要な自然環境のまとまりの場の一覧

重要な自然環境のまとまりの場		選定基準 ^注	位置	
			区域内	周辺
自然公園	富良野芦別道立自然公園	B（道立）	—	○
鳥獣保護区	金剛沢鳥獣保護区 芦別鳥獣保護区 旭鳥獣保護区	D（鳥）	—	○
KBA	KBA 候補（河川）	F（KBA）	—	○
自然植生	植生自然度 9	G（9）	○	○
	植生自然度 10	G（10）	—	○
保安林		H	—	○

注 選定基準は、表 3.1-25 に対応する。



凡例 対象事業実施区域 自然公園地域 自然公園地域 保安林 鳥獣保護区 鳥獣保護区(特別保護地区) KBA候補(河川) 植生自然度 9 10		 1:50,000
図 3.1-22 (2) 重要な自然環境の まとまりの場の分布状況 (拡大図)		

(c) 対象事業実施区域及びその周囲における食物連鎖

地域の生態系を総合的に把握するため、文献その他の資料調査により確認された対象事業実施区域及びその周囲の環境及び生物種を基に、生物とその生息、生育環境の関わり、生物間の相互の関係について代表的な生物種を選定し、図 3.1-23 に示す食物連鎖模式図にまとめた。

対象事業実施区域は標高約 130~170m の谷底平野に位置しており、かつては主に炭鉱施設や炭鉱住宅が立地し、その周辺に農耕地がみられる土地利用であったが、現在では上記の建物の多くは撤去され、一部は放置され、農耕地の多くも放棄され、主に草地や落葉広葉樹から成る若齢の二次林となっている。また、対象事業実施区域の周辺には、谷底平野では主に住宅地や農耕地、周辺の山地では主に落葉広葉樹林や針広混交林、針葉樹の植林がみられるほか、芦別川をはじめとした河川もみられる。

これらのことから、対象事業実施区域では、主に草地や若齢の二次林を基盤とした生態系が成立し、対象事業実施区域周辺では、一部に自然林を含む森林及び河川を主要な基盤とした生態系が成立している。また、これらの生態系は互いに関わり合いながら、本地域の食物連鎖や物質循環が形作られているものと考えられる。

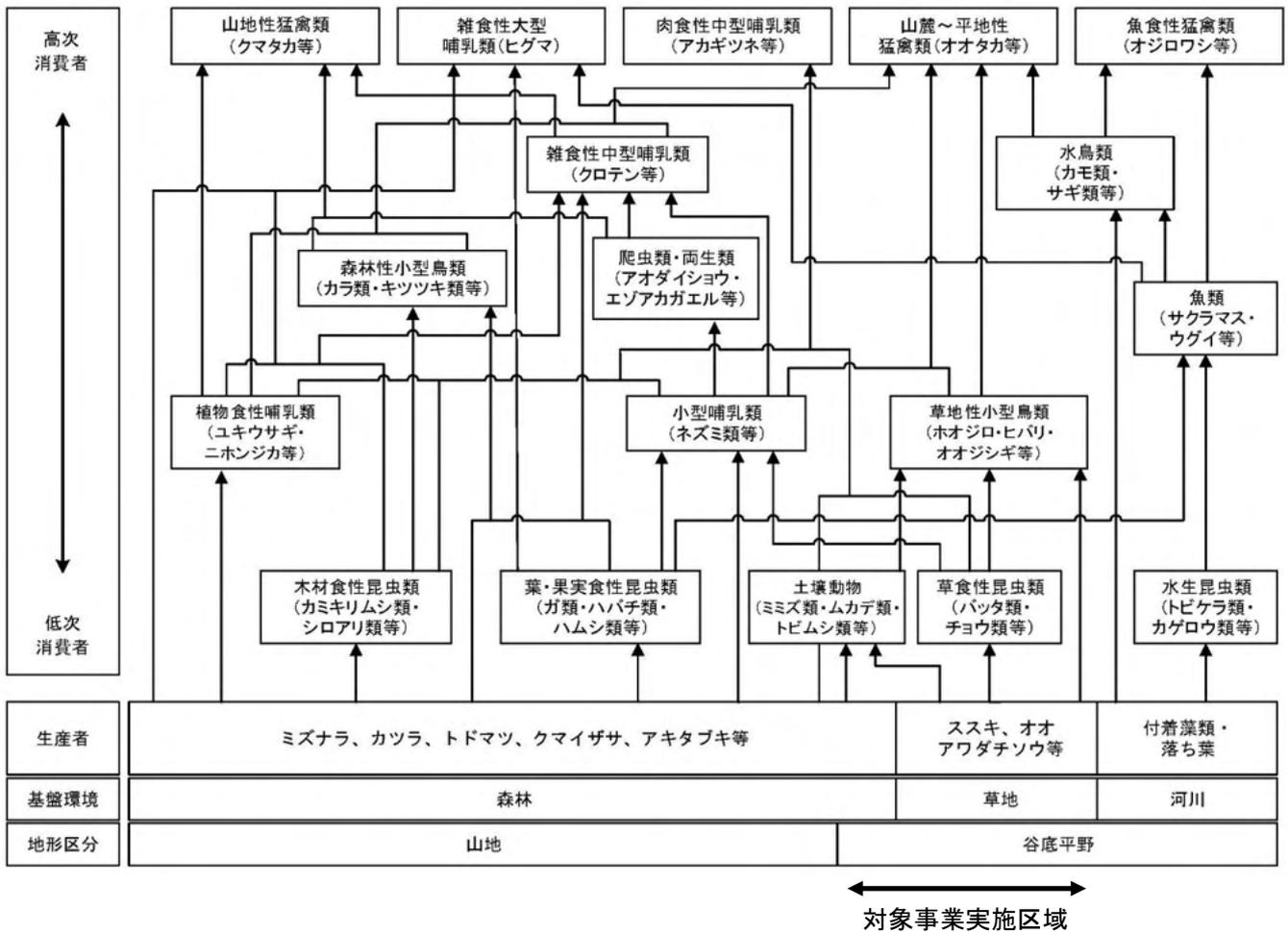


図 3.1-23 食物連鎖模式図

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

(1) 景観の状況

(a) 景観資源

対象事業実施区域及びその周囲の景観資源の一覧は表 3.1-27 に、景観資源の位置は図 3.1-24 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、自然景観として、「嵯山」、「大滝」、「イルムケップ火山」等が、文化的景観として、「新城仙台山の三本ナラ」、「星槎大学(旧頼城小学校)校舎」等が、その他として、「新城田園風景」等の計 18 か所が分布する。なお、対象事業実施区域内には景観資源は存在しない。

表 3.1-27 景観資源の一覧

No.	区分	自然景観資源分類名 ^注	名称
1	自然景観	山地 特徴的な稜線	嵯山
2		滝	大滝
3			夫婦滝
4		火山	イルムケップ火山
5		火山群	イルムケップ
6		峡谷・溪谷	空知川・野花南付近
7	人文景観		新城仙台山の三本ナラ
8			黄金水松
9			旧干場家レンガ倉庫
10			旧三井芦別鉄道 炭山川橋梁
11			野花南周堤墓群
12			星槎大学(旧頼城小学校)校舎
13			星槎大学(旧頼城小学校)体育館
14			空知大滝甌穴群
15	その他		新城田園風景
16			市街地
17			野花南湖
18			芦別岳等の山並み

注 自然景観資源分類名については、出典の記載に基づき、自然景観のみに記載した。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査」(1989年、環境庁)、2026年2月確認

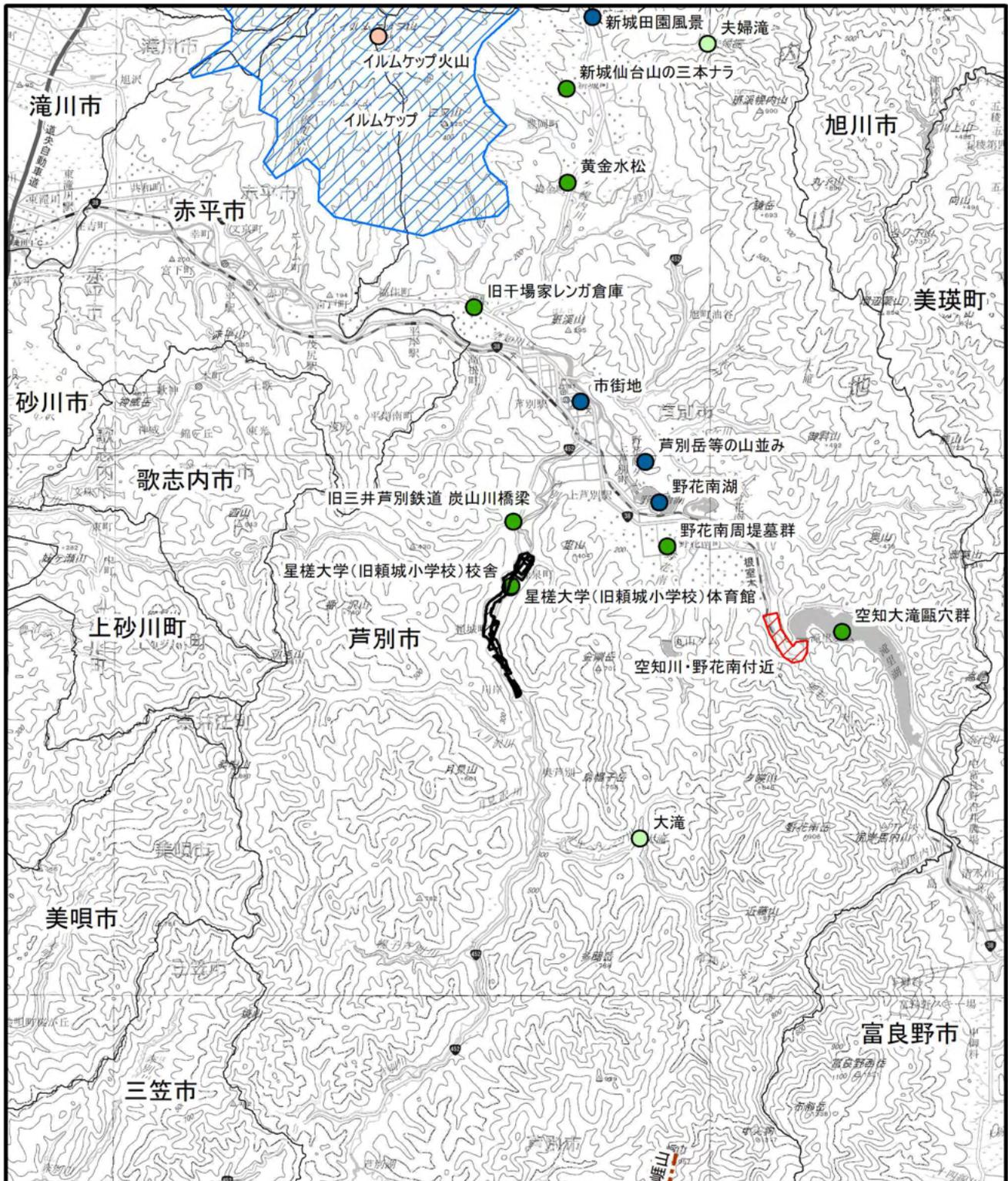
「北海道文化財保護条例」(昭和30年北海道条例第83号、最終改正平成21年北海道条例第15号)

「芦別市文化財保護条例」(昭和37年芦別市条例9号、最終改正平成21年芦別市条例第14号)

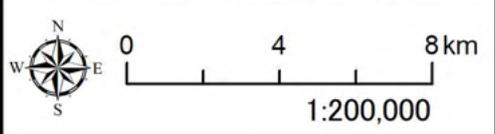
「国指定文化財等データベース」(文化庁HP <https://kunishitei.bunka.go.jp/bssystem/index>)、2026年2月確認

「地域の良好な景観資源リスト」(空知総合振興局HP

<https://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/ksd/mati/matil.html>)、2026年2月確認

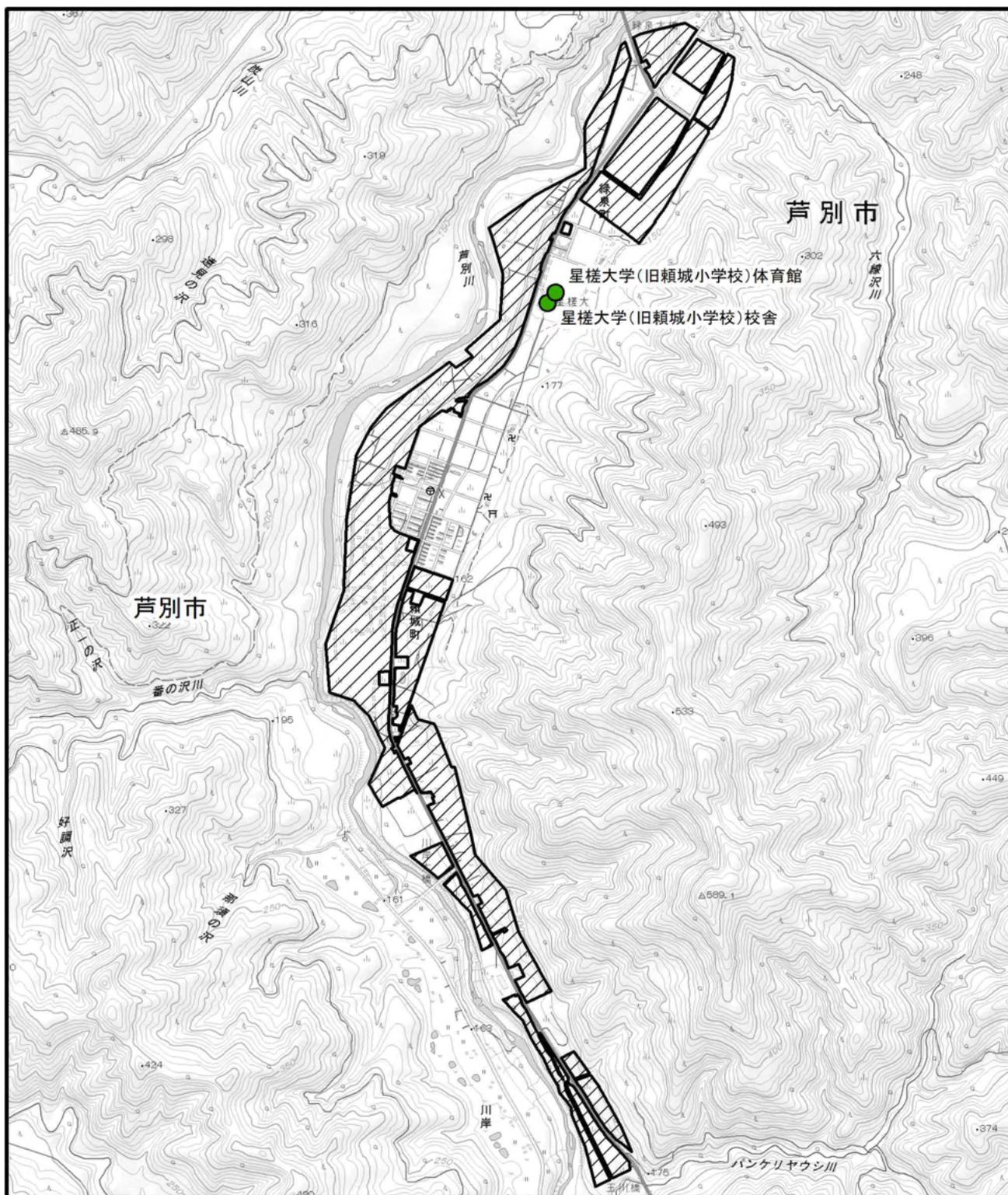


- 凡例
- 対象事業実施区域
 - 山地 特徴的な稜線
 - 滝
 - 峡谷・渓谷
 - 火山
 - 火山群
 - 人文景観
 - その他



出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（1989年、環境庁）
 「国指定文化財等データベース」（文化庁HP
<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）、2026年2月確認
 「国土数値情報 地域資源データ（2012年）」（国土交通省HP
<http://nlftn.mlit.go.jp/ks/i/index.html>）、2026年2月確認

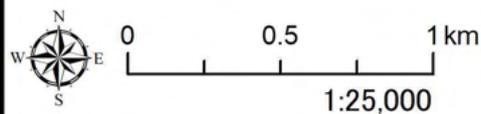
図 3.1-24 (1) 景観資源の位置



凡例

 対象事業実施区域

 人文景観



出典：「第3回自然環境保全基礎調査」（1989年、環境庁）
「国指定文化財等データベース」（文化庁HP
<https://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/index>）、2026年2月確認
「国土数値情報 地域資源データ（2012年）」（国土交通省HP
<http://nlftp.mlit.go.jp/ksi/index.html>）、2026年2月確認

図 3.1-24 (2) 景観資源の位置
(拡大図)

(b) 主要な眺望点

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点の概況は表 3.1-28 に、主要な眺望点の位置は図 3.1-25 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲には、「旭ヶ丘公園」、「上金剛山展望台」、「新城峠」及び「旧三井芦別鉄道炭山川橋梁を望む地点」が存在する。なお、対象事業実施区域内には主要な眺望点は存在しない。

表 3.1-28 主要な眺望点の概況

No	名称	概況	出典
①	旭ヶ丘公園	富良野芦別道立自然公園内の空知川右岸の丘陵地にあり、芦別市街地を見下ろすことができる。春には約 1,000 本の桜などが咲き誇り、芦別屈指の桜の名所として知られる憩いの場で、園内のいたるところで木々に囲まれた風景を楽しむことができる。	1, 2, 3, 6, 7
②	上金剛山展望台	上芦別町、野花南町、西芦別町、本町、上芦別公園などの芦別市の全景を見渡せるほか、晴れた日には十勝岳、芦別岳や岨山を望むこともできる。夜景の名所でもあり、四方を山に囲まれた芦別では、夕暮れから夜が始まる時間には、山の稜線とまちの灯りが映える景色を楽しむことができる。	1, 4, 5, 6
③	新城峠	芦別市から旭川市へ向かう道道旭川芦別線の途中にあり、雄大な丘陵地帯が広がるビュースポットで、展望台からは季節によって色を変える新城田園風景を楽しむことができる。	2, 3, 6
④	旧三井芦別鉄道炭山川橋梁を望む地点	この鉄橋は 1945 年、芦別で操業する三井鉱山が石炭運搬専用線の延長のために建設し、1989 年の廃線まで活躍していた。鉄道は人工物でありながら、自然との親和性が高い建造物であり、この橋梁も四季に応じた魅力的な表情を見せてくれる。市街地から南に向かう国道 452 号の炭山川橋から簡単に眺められ、『日本遺産「旧三井芦別炭山川橋梁」見学用駐車帯』からも望むことができる。	1, 6

出典 1 「新芦別市史」（芦別市、1994 年 10 月）

出典 2 「上をみる」（一般社団法人芦別観光協会、芦別市役所、2023 年 4 月改定）

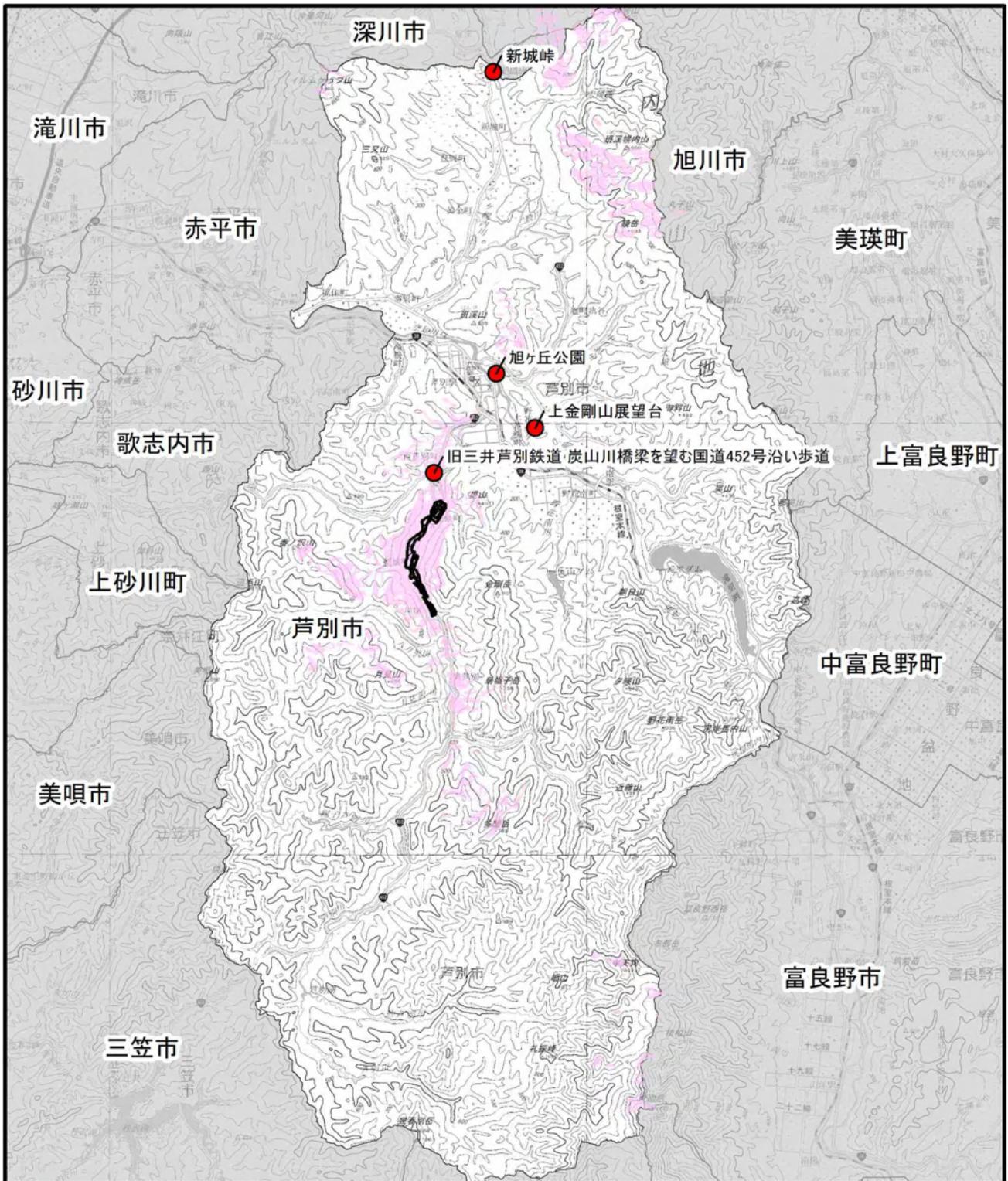
出典 3 「あしべつガイドまっぷ vol.8」（一般社団法人芦別観光協会、2020 年 12 月改定）

出典 4 「あしべつぐらし」（芦別市地域おこし協力隊、2024 年 3 月）

出典 5 「芦別 夜の街飲食店ガイドマップ」（一般社団法人芦別観光協会、2024 年 12 月発行）

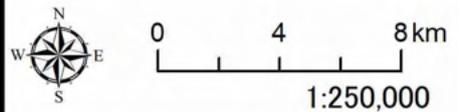
出典 6 「星の降る里 あしべつ」（一般社団法人芦別観光協会 HP <https://go-to-ashibetsu.com/media/category/play>）、2026 年 2 月確認

出典 7 「芦別市都市計画マスタープラン（令和 5 年）」（芦別市 HP <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/706855.html>）、2026 年 2 月確認



凡例

-  対象事業実施区域
-  主要な眺望点
-  可視領域



※ 国土地理院の基盤地図情報（10m 標高メッシュ）を用いて、太陽光発電設備に発生させた 100m メッシュの各交点（高さ：5m と仮定）が確認できる範囲を示す可視領域範囲を作成した。なお、建物や樹木等は考慮していない。

※ 主要な眺望点の選定対象範囲としては、芦別市のみを対象とした。

出典：表 3.1-28 に示すとおりである。

図 3.1-25 主要な眺望点の位置

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の概況は表 3.1-29 に、位置は図 3.1-26 に示すとおりである。

対象事業実施区域内には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場は存在しない。

表 3.1-29 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の概況

No	名称	概況	出典
①	旭ヶ丘公園	芦別屈指の桜の名所として知られる憩いの場である。ライラックやエゾエンゴサクなどの可憐な北の花に加えて、公園中央花壇が園内に四季の彩を添えている。園内のサル山や動物舎も人気である。富良野芦別道立自然公園内にあり、園内のいたるところで木々に囲まれた風景を楽しめ、「ライオンズの森」や「すいようの森」では森林浴を楽しむことができる。	1, 2, 3, 5, 6
②	イルムケップ山	豊岡からも新城からも登ることができる標高 864.5m の旧火山であり、芦別、赤平、深川の市界の頂点となっている。各市において観光面で紹介され、市民登山会やタケノコ取りで有名になっている。	1
③	イルム山荘	豊岡農村公園へ向かうのどかな山道沿いにあり、山の中の釣り堀(ニジマス、ヤマメ、オシロココマ、ブラウントラウト、イトウ)、食事や休憩所を兼ねた山荘である。小さな子供連れの家族から会社や修学旅行の研修などに利用され、誰とでも気軽に大自然を満喫することができる。	1, 6
④	上芦別公園	公園内にある野花南湖の湖畔は、自然と整備された広場のコントラストが魅力で、広々としたロケーションの中でのんびりと自然に触れたり、野鳥ウォッチングやキャンプを楽しむことができる。	1, 3, 4
⑤	三段滝公園	三笠市・桂沢湖の傍らを走り、芦別市に抜ける国道 452 号の道沿いにあり、芦別の名勝、三段滝を間近で観ることができる。芦別市街、富良野市、三笠市のどこから来ても、ドライブ中の休憩にちょうどいい距離にあり、ドライバーの憩いの場として親しまれている。	1, 6
⑥	滝里湖オートキャンプ場	芦別市・滝里湖の湖畔にあるオートキャンプ場である。国道 38 号沿いに広がる湖と山々に囲まれた静かなロケーションで、日常の喧騒から離れてのんびりと緑と湖を満喫でき、ウォータースポーツをアクティブに楽しむことができる。そして気軽にコテージで宿泊など、たくさんの楽しみ方ができる場所で、家族連れやライダーなどから幅広く人気を集めている。	1, 2, 3, 6

出典 1 「新芦別市史」(芦別市、1994 年 10 月)

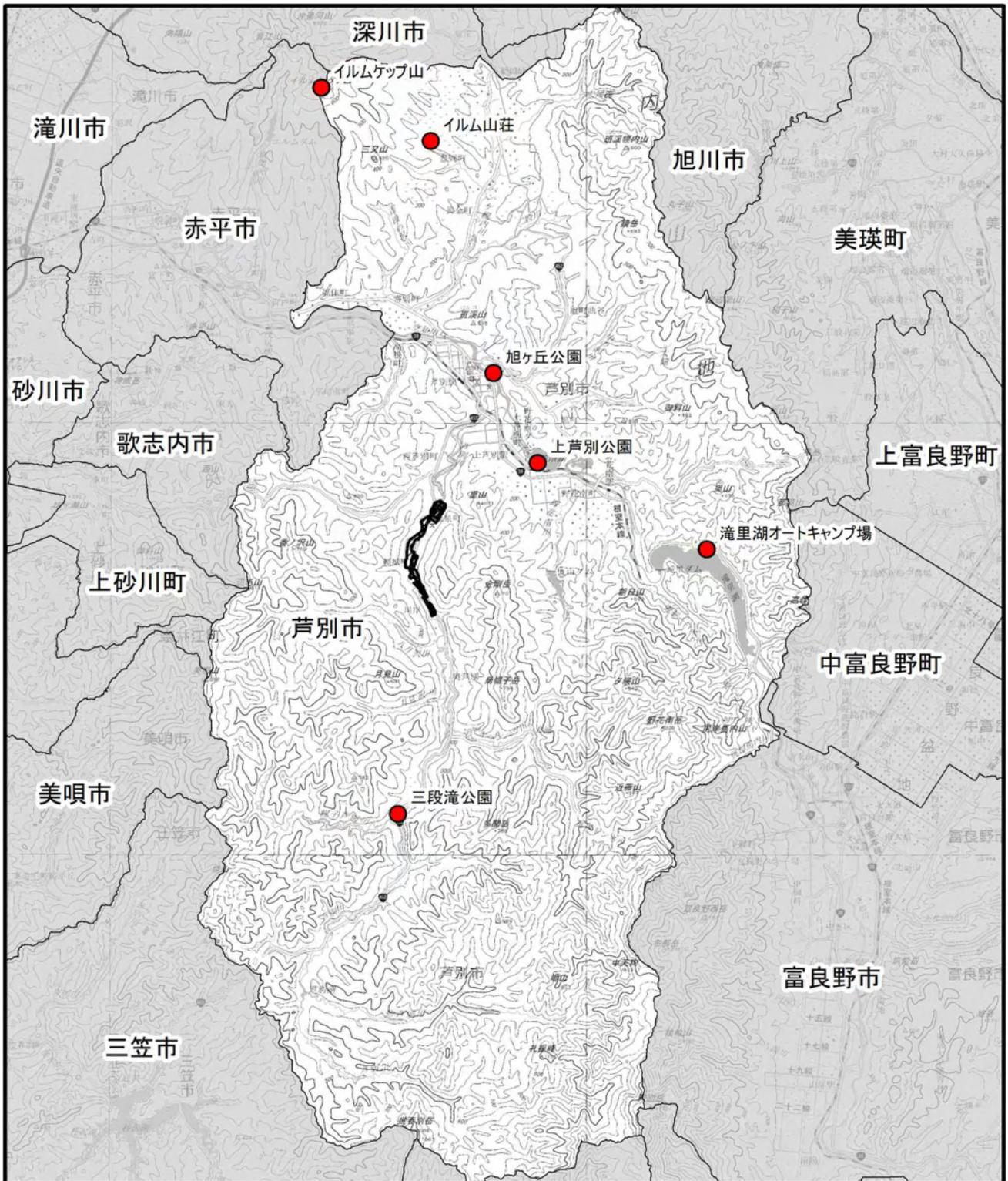
出典 2 「上をみる」(一般社団法人芦別観光協会、芦別市役所、2023 年 4 月改定)

出典 3 「あしべつガイドまっぷ vol. 8」(一般社団法人芦別観光協会、2020 年 12 月改定)

出典 4 「あしべつぐらし」(芦別市地域おこし協力隊、2024 年 3 月)

出典 5 「芦別市都市計画マスタープラン(令和 5 年)」(芦別市 HP <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/706855.html>)、2026 年 2 月確認

出典 6 「星の降る里 あしべつ」(一般社団法人芦別観光協会 HP <https://go-to-ashibetsu.com/media/category/play>)、2026 年 2 月確認



凡例
 対象事業実施区域
 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

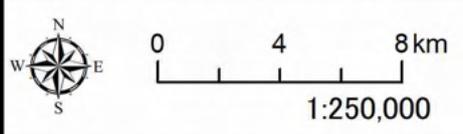


図 3.1-26 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置

※ 主要な人と自然との触れ合い活動の場の選定対象範囲としては、芦別市のみを対象とした。
 出典：表 3.1-29 に示すとおりである。

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1) 空間放射線量率の状況

芦別市における国又は自治体等による放射性物質に係る公表された調査結果は確認できず、また、2025年3月の芦別市への聞き取りの結果、調査は実施されていないことを確認している。